

通商産業委員会大蔵委員会農林委員会連合審査会議録第一号

(四三二)

昭和二十八年七月十七日(金曜日)

午後二時二十六分開議

出席委員

通商産業委員会

委員長代理 理事小平 久雄君

理事中村 幸八君 理事長谷川四郎君

理事永井勝次郎君 理事伊藤卯四郎君

理事首藤 新八君

小金 義昭君

坪川 信三君

加藤 清二君

山口シヅエ君

大蔵委員会

理事浅香 忠雄君 理事苦米地英俊君

理事坊 秀男君 理事内藤 友明君

理事佐藤觀次郎君 理事井上 良二君

理事島村 一郎君

大平 正芳君

本名 武君

春日 一幸君

農林委員会

委員長 井出一太郎君

理事足立 篤郎君 理事綱島 正興君

理事平野 三郎君 理事金子與重郎君

小枝 一雄君

福田 喜東君

松山 義雄君

吉川 久衛君

芳賀 貢君

稻富 稜人君

出席政府委員

農林事務官(農

林経済局農業協

同組合部長)

通商産業

政務次官

古池 信二君

中小企業庁長官 岡田 秀男君

委員外の出席者

大蔵事務官 長谷井輝夫君

(農林事務官 松岡 亮君

農林経済局 金田課長)

通商産業委 谷崎 明君

員会専門員 越田 清七君

通商産業委 大蔵委員 椎木 文也君

員会専門員 黒田 久太君

大蔵委員 難波 理平君

農林委員 岩隈 博君

農林委員 藤井 信君

農林委員 会専門員

農林委員 会専門員

農林委員 会専門員

農林委員 会専門員

農林委員 会専門員

農林委員 会専門員

農林委員 会専門員

農林委員 会専門員

農林委員 会専門員

農林委員 会専門員

農林委員 会専門員

農林委員 会専門員

農林委員 会専門員

農林委員 会専門員

農林委員 会専門員

農林委員 会専門員

農林委員 会専門員

農林委員 会専門員

農林委員 会専門員

農林委員 会専門員

農林委員 会専門員

農林委員 会専門員

農林委員 会専門員

農林委員 会専門員

目次

第一章 総則(第一条―第八条)

第二章 役員及び職員(第九条―第十八条)

第三章 業務(第十九条―第二十条)

第四章 会計(第二十一条―第二十九条)

第五章 監督(第三十条―第三十二条)

第六章 補則(第三十三条―第三十五条)

第七章 罰則(第三十六条―第三十八条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 中小企業金融公庫は、中小企業者の行う事業の振興に必要な長期資金であつて、一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「中小企業者」とは、左に掲げるものをいふ。

一 資本の額又は出資の総額が一千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については三十人、鉱業を主たる事業とする事業者については十人)以下の会社及び個人であつて、政令で定める業種に属する事業(以下「特定事業」という。)を行うもの

二 中小企業協同組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合、森林組合及び森林組合連合会であつて、特定事業を行うもの又はその構成員の三分の二以上が特定事業を行う者であるもの

三 医業を主たる事業とする法人であつて、常時使用する従業員の数が三百人以下のもの(前二号に掲げるものを除く。)

四 調整組合及び調整組合連合会

(法人格)

第三条 中小企業金融公庫(以下「公庫」という。)は、法人とする。

(事務所)

第四条 公庫は、主たる事務所を東京に置く。

2 公庫は、主務大臣の認可を受け、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第五条 公庫の資本金は、政府の一般会計からの出資金百億円と第三十三条第六項の規定により政府の産業投資特別会計から出資があつたものとされた金額との合計額とする。

(登記)

第六条 公庫は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、

これをもちて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第七条 公庫でない者は、中小企業金融公庫という名称又はこれに類する名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第八条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)、第五十条(法人の住所)及び第五十四条(代表権の制限)の規定は、公庫に準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第九条 公庫に、役員として、総裁一人、理事四人以内及び監事二人以内を置く。

(役員の職務及び権限)

第十条 総裁は、公庫を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、総裁が定めるところにより、総裁を補佐して公庫の業務を掌理し、総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行う。

8 監事は、公庫の業務を監査する。

(役員任期)

第十一条 総裁及び監事は、主務大臣が内閣の承認を得て任命する。

2 理事は、総裁が主務大臣の認可を受けて任命する。

(役員任期)

第十二条 総裁、理事及び監事の任期は、四年とする。

2 総裁、理事及び監事は、再任さ

れることができる。

(役員の大格条項)

第十二条 左の各号の一に該当する者は、総裁、理事又は監事となることができない。

一 国務大臣、国会議員、政府職員

(審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者であつて、非常勤のものを除く。)

又は地方公共団体の議会の議員

二 政党の役員

(役員の大格禁止)

第十四条 総裁、理事及び監事は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(代表権の制限)

第十五条 公庫と総裁との利益が相反する事項については、総裁は、代表権を有しない。この場合は、監事が公庫を代表する。

(代理人の選任)

第十六条 総裁は、理事又は公庫の職員のうちから、公庫の業務の一部に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(役員及び職員の大格)

第十七条 公庫の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(退職手当)

第十八条 公庫は、役員及び職員に對する退職手当の支給の基準を設けようとするときは、あらかじめ主務大臣の承認を受けなければならない。これを變更しようとする

ときも、同様とする。

第三章 業務

(業務の範囲)

第十九条 公庫は、第一条に掲げる目的を達成するため、中小企業者に對する貸付の業務を行う。

2 公庫は、前項に掲げる業務の外、第三十三条第一項の規定により承継した権利義務の処理に關する業務を行うことができる。

(業務の委託等)

第二十条 公庫は、主務大臣の認可を受けて、金融機關に對し、その業務の一部を委託することができる。

2 前項の規定により業務の委託を受けた金融機關(以下「受託者」という)の役員又は職員であつて、当該委託業務に従事する者は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(業務の方法)

第二十一条 公庫は、業務開始の際、業務の方法を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務の方法には、左の事項を定めておかなければならない。

一 貸付金の使途、貸付の相手方、利率、償還期限、据置期間、貸付金額の限度、償還の方法、担保に關する事項等貸付に關する業務の方法

二 業務委託の基準

(事業計画及び資金計画)

第二十二条 公庫は、四半期ごとに、事業計画及び資金計画を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

第四章 会計

(予算及び決算)

第二十三条 公庫の予算及び決算に關しては、公庫の予算及び決算に關する法律(昭和二十六年法律第九十九号)の定めるところによる。

(国庫納付金)

第二十四条 公庫は、毎事業年度の損益計算上利益金を生じたときは、これを翌事業年度の五月三十一日までに国庫に納付しなければならない。

事業計画及び資金計画を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

第五章 監督

(資金の交付)

第二十五条 公庫は、業務を行うため必要があるときは、受託者に對し貸付に必要な資金を交付することができる。

(會計帳簿)

第二十六条 公庫は、主務大臣が定めるところにより、業務の性質及び内容並びに事業の運営及び経理の状況を適切に示すため必要な帳簿を備えなければならない。

(會計検査院の検査)

第二十七条 會計検査院は、必要があるとき認めるときは、受託者につき、当該委託業務に係る會計を検査することができる。

第五章 監督

第二十八条 公庫は、主務大臣が監督する。但し、公庫を当事者又は参加人とする訴訟については、法務大臣が監督する。

(監督)

第二十九条 公庫は、この法律を施行するため必要があるときは、公庫に對して業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(役員の大格)

第三十条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があるとき認めるときは、公庫に對して業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(役員の大格)

第三十一条 主務大臣は、公庫の役員が第十三条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

(役員の大格)

第三十二条 主務大臣は、公庫の役員が左の各号の一に該当するに至つたときは、これを解任することができる。

一 国債の保有

二 資金運用部への預託

2 公庫は、業務に係る現金を国庫以外に預託してはならない。

(資金の交付)

第二十七条 公庫は、業務を行うため必要があるときは、受託者に對し貸付に必要な資金を交付することができる。

(會計帳簿)

第二十八条 公庫は、主務大臣が定めるところにより、業務の性質及び内容並びに事業の運営及び経理の状況を適切に示すため必要な帳簿を備えなければならない。

(會計検査院の検査)

第二十九条 會計検査院は、必要があるとき認めるときは、受託者につき、当該委託業務に係る會計を検査することができる。

第五章 監督

第三十条 公庫は、主務大臣が監督する。但し、公庫を当事者又は参加人とする訴訟については、法務大臣が監督する。

(監督)

第三十一条 公庫は、この法律を施行するため必要があるときは、公庫に對して業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(役員の大格)

第三十二条 主務大臣は、公庫の役員が第十三条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

(役員の大格)

第三十三条 日本開發銀行が政府の米國對日援助見返資金特別會計及び復興金融庫から承継した中小企業者に對する貸付に係る債權並びに

各号の一に該当するに至つたときは、これを解任することができる。

一 この法律又はこの法律に基く命令に違反したとき。

二 刑事事件により有罪判決の言渡を受けたとき。

三 破産の宣告を受けたとき。

四 心身の故障により職務を執ることができないとき。

3 主務大臣は、総裁又は監事を前項第一号又は第四号の規定により解任しようとするときは、内閣の承認を得なければならない。

(報告及び検査)

第三十二条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があるとき認めるときは、公庫若しくは受託者に對して報告をさせ、又はその職員に公庫若しくは受託者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。但し、受託者に對しては、当該委託業務の範囲内に限る。

(監督)

第三十三条 公庫は、主務大臣が監督する。但し、公庫を当事者又は参加人とする訴訟については、法務大臣が監督する。

(監督)

第三十四条 公庫は、この法律を施行するため必要があるときは、公庫に對して業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(役員の大格)

第三十五条 主務大臣は、公庫の役員が第十三条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

(役員の大格)

第三十六条 日本開發銀行が政府の米國對日援助見返資金特別會計及び復興金融庫から承継した中小企業者に對する貸付に係る債權並びに

各号の一に該当するに至つたときは、これを解任することができる。

一 この法律又はこの法律に基く命令に違反したとき。

二 刑事事件により有罪判決の言渡を受けたとき。

三 破産の宣告を受けたとき。

四 心身の故障により職務を執ることができないとき。

3 主務大臣は、総裁又は監事を前項第一号又は第四号の規定により解任しようとするときは、内閣の承認を得なければならない。

(報告及び検査)

第三十二条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があるとき認めるときは、公庫若しくは受託者に對して報告をさせ、又はその職員に公庫若しくは受託者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。但し、受託者に對しては、当該委託業務の範囲内に限る。

日本開発銀行の中小企業者に対する貸付に係る債権であつて、政令で定めるもの並びにこれらに附随する権利義務は、政令で定めるところにより、公庫が承継するものとする。

2 日本開発銀行が政府の米穀対日援助見返資金特別会計から承継した中小企業者に対する貸付に係る債権及びこれに附随する権利義務を、前項の規定により公庫が承継したときは、日本開発銀行法（昭和二十六年法律第百八号）第四十九条の二第二項の規定による政府の貸付金のうち、公庫が承継した債権のその承継の日における帳簿価額の合計額に相当する金額が、その承継の日において日本開発銀行から政府の産業投資特別会計に返済されたものとし、その返済されたものとされた貸付金の額に相当する金額が、その承継の日において同特別会計から公庫に対し貸し付けられたものとする。

3 日本開発銀行が復興金融公庫から承継した中小企業者に対する貸付に係る債権及び日本開発銀行が昭和二十八年三月三十一日までに行つた中小企業者に対する貸付に係る債権並びにこれらに附随する権利義務を、第一項の規定により公庫が承継したときは、その承継した債権のその承継の日における帳簿価額の合計額に相当する金額が、その承継の日において日本開発銀行から公庫に対し貸し付けられたものとする。

4 公庫は、毎事業年度、第二項の政府の貸付金及び前項の日本開発

銀行の貸付金に対し、政令で定めるところにより、利息を支払わなければならない。

5 公庫は、日本開発銀行が昭和二十八年四月一日以後に行つた中小企業者に対する貸付に係る債権及びこれに附随する権利義務を、第一項の規定により承継したときは、その承継した債権のその承継の日における帳簿価額の合計額に相当する金額を、政令で定めるところにより、日本開発銀行に支払わなければならない。

6 第二項の規定による政府の貸付金は、政令で定めるものを除く外、政令で定めるところにより、政令で定め時期において返済されたものとなるものとし、その返済されたものとされた政府の貸付金の額に相当する金額が、当該時期において政府の産業投資特別会計から公庫に対し出資されたものとする。

（商工組合中央金庫に対する貸付）  
第三十四条 政府の一般会計が昭和二十七年十二月二十六日に行つた商工組合中央金庫に対する貸付金は、公庫の成立の日において返済されたものとなるものとし、その貸付金の額に相当する金額が、その成立の日において一般会計から公庫に出資されたものとする。

2 前項の規定により政府の一般会計から出資があつたものとされた金額は、公庫の成立の日において公庫から商工組合中央金庫に対し貸し付けられたものとする。

3 商工組合中央金庫は、前項の貸付金に対し、政令で定めるところ

により、利息を支払わなければならない。

4 商工組合中央金庫は、公庫の成立の日から二年をこえない期間内において政令で定める日までに、第二項の貸付金を返済しなければならない。

（主務大臣）  
第三十五条 この法律における主務大臣は、通商産業大臣及び大蔵大臣とする。

第七章 罰則  
第三十六条 第三十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その行為をした公庫の役員若しくは職員又は受託者の役員若しくは職員を三万円以下の罰金に処する。

第三十七条 左の場合においては、その違反行為をした公庫の役員又は職員を三万円以下の過料に処する。

一 この法律により主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第六条第一項の規定に違反して登記をすることを怠り、又は不実の登記をしたとき。

三 第十九条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第二十六条の規定に違反して業務上の余裕金を運用し、又は現金を国庫以外に預託したとき。

五 第三十条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

第三十八条 第七条の規定に違反して中小企業金融公庫という名称又はこれに類する名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

附則  
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 主務大臣は、設立委員を命じて、公庫の設立に関する事務を処理させる。

3 設立委員は、設立の準備を完了した上、遅滞なく、政府に対し資本金の払込の請求をしなければならない。

4 資本金の払込があつた日（資本金が分割して払い込まれる場合においては、第一回の払込があつた日）において、設立委員は、その事務を公庫の総裁に引き継がなければならない。

5 総裁は、前項の事務の引継を受けた日において、設立の登記をしなければならない。

6 公庫は、設立の登記をすることによつて成立する。

7 米穀対日援助見返資金特別会計法（昭和二十四年法律第四十号）が廃止されるまでの間は、第五条中「産業投資特別会計」とあるのは「米穀対日援助見返資金特別会計」と、第三十三条第二項中「政府の産業投資特別会計」とあるのは「同特別会計」と、同条第六項中「産業投資特別会計」とあるのは「米穀対日援助見返資金特別会計」と読み替へるものとする。

8 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改

正する。

第十九条中第二号ノ五及び第二号ノ六をそれぞれ第二号ノ六及び第二号ノ七とし、第二号ノ四の次に次の一号を加へる。

二ノ五 中小企業金融公庫自己ノ為ニスル登記又ハ登録

9 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条中第五号ノ四を第五号ノ五とし、第五号ノ三の次に次の一号を加へる。

五ノ四 中小企業金融公庫ノ発スル証券、帳簿

10 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第五号中「及び農林漁業金融公庫」を「農林漁業金融公庫及び中小企業金融公庫」に改め

る。

11 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「農林漁業金融公庫」の下に「中小企業金融公庫」を加へる。

12 中小企業庁設置法（昭和二十三年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第五号の次に次の一号を加へる。

五の二 中小企業金融公庫に関すること。

13 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第三号中「国民

金融公庫」の下に「中小企業金融公庫」を加え、同条第二項中「第二号から第五号まで及び第七号から第九号まで」を「第二号から第九号まで」に改める。

14 国庫出納金等端数計算法(昭和二十五年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「農林漁業金融公庫」の下に「中小企業金融公庫」を加える。

15 予算執行職員等の責任に関する法律(昭和二十五年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「農林漁業金融公庫」の下に「中小企業金融公庫」を加える。

16 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七百四十三条第三号中「農林漁業金融公庫」の下に「中小企業金融公庫」を加える。

17 公庫の予算及び決算に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条中「及び農林漁業金融公庫」を「農林漁業金融公庫及び中小企業金融公庫」に改める。

○網島委員 中小企業庁にお尋ねいたします。主としてお尋ねいたしますことは、利息がよつて生まれる基礎の条件を伺いたいと存するものであります。が、かいつまんでお答え願いたいのであります。例示して申しますれば、運用部資金の利息は幾らであるか、それから政府出資の金と運用部資金とのお見込みはどのくらいの割合で使われる

か。つまり無利息資金と、利息を払わなければならぬ資金との割合がどうなるか、そのことをまずもつて初めに伺つておきます。

○岡田(秀)政府委員 公庫の出資は百億圓に相なつております。そして資金運用部からの借入金金が二十億でございまして、合計百二十億というものが今のところまづつていましてあります。利息は貸出し最終利息を一割というところで運用したいのであります。

○網島委員 貸出し最終利息一割ということとございまして、そこはどの最終なんぞございまして、各取扱銀行の窓口が一割になるわけでございますか、それとも保証協会や何かを加えた全部のトータルが一割になるという意味でありますか。

○岡田(秀)政府委員 私の一割と申しますのは、公庫の代理金融機関が中小企業者に貸します場合の金利が一割という意味でございます。

○網島委員 これは保証協金を多分利用なさることに覚えておりますが、さようなことはございせんか。もしあるとすれば、保証協金の手数料が大体幾らに相なりますか、その点もお答え願います。

○岡田(秀)政府委員 中小企業者がこのでござるべき中小企業金融公庫の代理店から金を借ります場合には信用保証協会を利用することはできることに相なつておるのであります。その場合におきましては、その借ります中小企業者は、信用保証協会に対して通常

の保証料を払わねばならぬと思つております。この中小企業金融公庫の關係の利息とは別でございます。

○網島委員 その利息と別なことはわかりませんが、その手数料が大体どのくらいになるかということをお伺いいたします。

○岡田(秀)政府委員 大体年三分というものが普通のことになつております。

○網島委員 そういたしますと、結局最終受取りの金は一割三分の利息を払つて借り受けるということになるようございまして、中小企業は、わが国にとつては最も社会的に重要性を帯びており、しかも国家的立場からい

ば、これを育成補助して行かねばならぬ階層に属すると思ひますが、それに対する金利としては、負担が高額とお考えになりませんか、どうお考えでございますか。

○岡田(秀)政府委員 信用保証協会というものを利用いたしました場合には、御説のように一割三分になるのでございまして、この公庫の貸出し金利としては一割でございます。現在の金融市場におきまして長期の金の金利は普通一割二分以上に相なつておりますので、一割でございますれば、まづまづ妥当なところではないかというものが、今回の公庫の金利をきめました考え方でございます。

○網島委員 なるほど日本のただいまの高利貸し横行的な実情から見れば、あるいはさようなお考えもあるかもしれませんが、国際的な金融利息の点を考へにすれば、もう一つ日本はインフレーションの処置をやめて、大体昭和二十三年に物価及び資金の横ばい政策を断行いたしました。金融処置はそのままであります。実はインフレーションの処置をいたしましては、物価、資金の横ばい制度をいくらかやつたところが、不勞利得の大宗であるこの

高金利の処置をいたさぬ限りは、インフレーションの処置というものは成果を得ない。中小企業者が当然インフレーションの再発生するやうな条件のもとに金融を受けることは、私はただいまの日本の憂慮であると思つておるのであります。長官はいかようなお考えでございますか。

○岡田(秀)政府委員 私どもといたしましては、中小企業向けの貸出し金利を極力下げたいといふことについては御同感でございます。今後の問題といたしましては、全体の金利の趨勢を考え合せながら、この公庫の金利のみならず、商工中金の金利等につきましても、逐次下げて行くような方向に全努力を傾倒したいと考えております。

○網島委員 先ほどの御説明によりますと、無利子資本に属するもの百億、有利子金のもの、運用部資金のものがわずかに二十億、そしてそれが最終段階において一割に相なるといふことになれば、公庫内の営業経費及び取扱銀行の営業経費がまことに甚大であると思はれるのであります。その割合及びその合理性を御説明願いたいと思ひます。

○岡田(秀)政府委員 金利を一割にきめましたのは、公庫その他の経費がかかるから一割にしたと申すよりは、一割程度の金利がこの公庫の運用上また全般的金利水準上、現在の段階ではまづ妥当であるといふところから、一割にきめたのであります。公庫の経費を積み重ねて行きました結果、一割にいたしましたのではないのであります。

○網島委員 そうすると、あなたのお考えでは、今の日本の中小企業者というものは、年一割で借りるのは妥当だ。多分御存じでありましようが、金を借りるのにはいろいろ苦勞をして、実質上の金はもつとたくさん支払つて借りるわけでありまして、それが一割で妥当であるといふようなお考えをしておられるといふのであります。私はそのことについては非常な疑いを持つ。そうすると、あなたのお考え方は、資本蓄積を、その営業費を越えた額でこの公庫の中にしつて行こうという御意図があるかどうか。

○岡田(秀)政府委員 繰返して申すようにございまして、私どもとしては現在の金利水準から見れば、一応公庫は一割できめて行きますが、全般的金利水準の趨勢をだん／＼下向ける方に努力して行く、たとえば先ほど商工中金の例も引いたのでございまして、中小企業向け全般的金利を逐次下げて行くという努力の一つといたしましては、この公庫の利息も行く／＼下げる方向に努力をいたすといふことを申し上げたのでございまして、現在の金利水準の段階では、まづ一割程度でござんば願つておきたい、こういう意味合いでございます。

○網島委員 私が承知しておるところによれば、戦前は金融機関の営業に要する経費というものは、預金総額の大體一分二、三厘であつたと思つておりますが、ただいまの公庫の経費は、これだけの金を運営なさるのに、一体どのくらいの利子に当るだけが予定されておりますか。

○岡田(秀)政府委員 私どもの方といたしましては、公庫の経費として、四千万円足らずのものを計上いたしてお

るのでございまして、百二十億に比べますれば、三〇程度であるうと思ひます。

○岡田(秀)政府委員 公庫と代理金融機関との関係は、われ／＼として二色にわけて考えておられまして、代理金融機関が、申込みから審査、貸出しの決定までほとんど全部のことを代行いたすという関係におきましては、手数料として当該代理金融機関に四分五厘の手数料を差上げたい、それからもう一つの方におきましては、融資の申込みから審査等は代理金融機関でいたしますが、貸出しの決定そのものは、金融機関でやしませんで、これを公庫に上げて参りまして公庫の決定にまつという形も一つ考えておるのであります。その場合におきましては、手数料は三分にいたしたいと考えておるのでございします。

○岡田(秀)政府委員 先ほど申しましたように、二色形があるわけでございまして、代理金融機関に四分五厘やります場合には、公庫の手取りは五分五厘であります。それから代理金融機関に三分やります場合には、手取りは七分に相なるわけでございします。そして開発銀行の見返り資金の中小企業向けの貸出し等の実績を勘案いたしてみますると、この四分五厘の手数料をとりますと、金融機関が融資の申出から決定までを一貫してやるという方式が、むしろ実際上としては多く扱われ

るであらうと考えております。

○岡田(秀)政府委員 実はいかようにいたしたとしても、日本の経済組織が安定をいたして、蓄積も正常な蓄積に移つて、こういう不利利得の蓄積に移つて行かない。高金利の利得の蓄積は、不利利得の蓄積であります。不利利得の蓄積は、これは資本主義における凶悪なる状態でございます。そこでこれをできるだけ幅を狭めて、できるだけ有効生産の上に蓄積を根拠づけたいということが、これからの自由主義経済の基本でなければならぬと考えるのであります。そこで何かなければならぬのであります。が、たゞいまま何つたところによりますように、一割になりまして大体剰余が出るように思われるのであります。かような社会政策上の意味を加味し、特に中小企業に対してその企業を保障する意味において、この公庫の設立にあつては、不利利得を最も少くすること、最も警戒しなければならぬことは、むしろ不利利得を皆無に近くすること、こういうことが基本的問題だと思ふのであります。が、ひとり悪い意味の、他の方の金融の状態があるからという理由のもとに、金利をやはり相当とつておかなければならぬという考え方には、ぼくらは賛成しかねる事情がある。御承知のように、これに累積いたした

た——なるほど長期ではございします。この中には長期建設資金もあるには違ひありません。中小企業公庫の中にも長期建設資金もございします。が、農林漁業の金融公庫の金もしくはこの前からの農林漁業の特別融資の金利等と比べれば、著しく割高のように思われるのであります。が、それに対しては、どういうお考え方でございします

うか、伺いたいと存じます。

○岡田(秀)政府委員 農林漁業金融公庫の金利と比べますれば、確かにこちらの金利の方が高いのでございします。が、農林漁業金融公庫は、もう御所管のことでございますから、私が申ししますのはかえつておかしいかと思うのでございします。が、原始産業を対象としたしておりまして、回転率その他も非常に違つておられます。特別の金利がついておるに承つておるのでございします。普通の商業関係におきまする金利水準から申しますれば、この長期の金、一年から五年にまで行き得るという長期の金を、一割でまず運用して行くというのが、現段階においては一応のいいところじやないか、普通は一割二分より安い金利はないのでございします。それから、そういうことを勘案いたしまして、一割ということにいたしましたのでございします。利益金が出ますれば、法律の建前上一般会計に繰入れることに相なつておりますけれども、予算を組みます場合には、この利益金が公庫の資金に還元して来るように、大蔵省とは十分に話を進めて行きたい、かように考えております。

○岡田(秀)政府委員 公庫というものは、その本来の目的からいへば、望まじき金融機関と存じておりますので、実はこれを健全に発達させて、そうして金利をどん／＼引下げて行つて、日本でただいまはやつておる世界無比の高利貸の事情を、この公庫の確立をいたし、毎年これに対する資本の追加によつて、中小企業の金融利子を非常に減額して行くことこそは、将来の日本の産業政策のある意味においての基礎を確立すると思はれますので、このこ

とは強い意味で御努力を願いたい、このことを特に希望いたしまして、質問の大体を終ります。

○小澤委員 佐藤副大臣。通産大臣にお尋ねいたします。この中小企業金融の重要なことは、われ／＼前から主張しておることでありまして、商工中金の例で見ると、結局は大きい人に金を貸すやうになつておるわけでございします。ところが今度もまた一千万円まで貸すということになつておられます。やはり大きなものにたくさん貸して、大衆にはまわらぬという懸念が非常にあるわけでございします。どういふお考えでございしますか、どういふお考えでございしますか、どういふお考えでございしますか。

○佐藤(副)委員 通産大臣にお尋ねいたします。この中小企業金融の重要なことは、われ／＼前から主張しておることでありまして、商工中金の例で見ると、結局は大きい人に金を貸すやうになつておるわけでございします。ところが今度もまた一千万円まで貸すということになつておられます。やはり大きなものにたくさん貸して、大衆にはまわらぬという懸念が非常にあるわけでございします。どういふお考えでございしますか、どういふお考えでございしますか、どういふお考えでございしますか。

○古池政府委員 ただいまお尋ねの点は、一応ごもつとも存じます。従来は御承知のように、五百万円以内といふことでやつて参つたのであります。が、しかしいろいろと検討してみますと、中小企業の中におきまして、たとへば設備その他の関係で、どうしても五百万円では足りないというやうな場合も出て来るのであります。また資本もその程度までは中小企業の範疇に入れたらもうかろうというやうな意見も相当出て参りますので、今回の改正を機会に、さういふ扱いにしたのであります。が、しかし運用の場合におきましては、運用方針をいたしましては、あくまでもこの公庫の精神に沿ひまして、極力少い資本の、規模の小さな事業に多く貸し出したい。一千万円

に近いやうな場合の金融は、運用の面においてできるだけこれを制限するやうにして参りたい。その意味において、ただいまの趣旨に沿うやうに努力したいと考えております。

○佐藤(副)委員 多々ます／＼弁ずるで、多いほどいいわけではあります。資金に限度がある以上は、やはり一千万円も借りられるやうな会社ならば、当然信用があるから、りつばな銀行その他の金融機関でも融通がつくわけでございします。一千万円というわけをつくれれば、やはり一千万円に近い方に貸す可能性が非常に多いわけでありまして。そういう点でやはり、先ほど岡田さんが言われましたように、今資金に困つておられまして、最近の不渡り手形の問題、その他類似金融といふ問題もございまして、現在中小企業がいかにか金融難に困つておるかといふことは、御承知の通りであります。特に予算の関係が、解散になりまして遅れたので、非常に今困つておる。こういう場合においては、やはり十人に金を貸すよりも、二十人に貸すというやうな親心があつてしかるべきではないか、われわれはこういうふうに思ふわけであります。が、少くとも五百万円以下にどうしても考えを直すことはできないのかどうか。

○古池政府委員 ただいまのお説、まことに私も同感に存するのであります。この公庫の資本がたとい百億ありましよう、百二十億ありましよう、高額のものに重点を置けば、ごくわずかの人のしかこの利益が均等にしないのは、お説の通りでございします。で、今後運用の上におきまして、できる限り五百万円以下というやうなところに重

五

第一類第十一号(附属の四) 通産産業委員会大蔵委員会農林委員会連合審査会議録第一号 昭和二十八年七月十七日

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

点を置いてやつて参りたい。ただそれだけに限定いたしますと、ときによつて例外的に非常に困ることも出て来るわけでありまして、そこでどういうようにわくを上げたのでございませうけれども、趣旨としては、特に高額の方に重点を置くという趣旨ではございせんので、その点は御了承願ひたいと思います。

○佐藤(副)委員 それからいろいろ経費の問題が出て来ますから、この取扱ひにつきまして、なるほど法律であるけれども、やはり末端の貸すところのぐあいによると、やはり銀行とかそういう機関を利用することになるかと思ひますが、この銀行で貸すということになると、やはりこれが一般の信用の弱い中小企業をやつておるものについて、非常に借りられるわくが少いというところは、今までのいふ例がございまして、そういうことが多いわけではございませう。実際の例で言いますと、国民金融公庫の問題でも、なか／＼そういうことができないので、こういうような中小企業の金庫をつくつてやつて行きたいというふうな考え方が出たわけでありまして、ただ問題は、実際に運用する面において、法律ができておつても、実際は適用しないという例があるわけではございませうが、そういう点について通産次官はどのような方法でうまくやつて行けるかどうか、大衆の要望に應ぜられるかどうかという問題について御意見を承りたいと思ひます。

○古池政府委員 この点もただいまお話しございましたように、特にこの窓口機関として代理業務をやりまする銀行等におきましては、少額の貸出しは手

数もかかり、また比較的小さい業者は信用も薄いというところはお話の通りであります。そういう場合には金額も大きい貸出しの方が手数も省け、また比較的信用もよいだろうということは一一般論としては御指摘の通りだと存じます。しかしながら先ほどから申しましたように、この公庫は申すまでもなく政府機関でございまして、そういう点はこの設立の趣旨に準じまして、政府が十分に監督をいたし、またこの公庫の職員等もそういう精神は十分体してやられるものと私は確信いたしますがゆゑに、ただいまのような意気配は実際面においては生じないやうにいたして参りたいと存じております。

○佐藤(副)委員 そういふ観点から、これは非常に国民から望まれておる金庫でございませう。従来の商中金は非常に非難がありまして、ほとんど大部分の金が大きなものにまわつておりまして、どうかそういう点について、この運用については大衆の非難を受けぬやうに、中小企業金融公庫という名前にはずかしくないやうな運営をしてもらいたいということを希望して、私は質疑を打ち切ります。

○小平委員 長代理 吉川君。

○吉川(久)委員 私は条文を追うて数点にわたつてきわめて簡潔に伺つて明らかにしておきたい問題がございませうが、できるだけ明快な答えをお願ひいたします。

中小企業に対しての対策として具体的なものが初めて現われたわけで、政府の熱意もうかがわれてけつこうでございませうが、ただこういう中間機関をたくさんつくつて、それで中小企業が

ほんとうに振興できるか。もつとほかの方法はなかつたのか。これだけの金を使うならば、それを中小企業に對してもつと適切な措置で流すことによつて効果が期待されなかつたのか、されるやうな方法はなかつたのか。どういふ考え方でこういうものををつくらなければならなかつたか。こういうものは必要であるというやうな声もあるのでもございませうが、それについての次官の御所見を伺ひたい。

○古池政府委員 中小企業者が一番困つておられます問題は、申すまでもなく金融問題と税金の問題だと存じますが、この金融に對します措置といたしましては、私はいろいろ方法をおわけて講じなければならぬと考へるのであります。何分にも中小企業者の数といふものは非常に多い数に上りまするがゆゑに、単なる一つの組織、一つの流れだけではどういふ目的を十分に達成し得ない、かように考へます。従つて従来からございませう商工中央金庫にいたしまして、またたとえば地方の信用保証協会のようなものの活用であるとか、あるいはまた中小企業信用保険法、先般御可決願ひましたあやう法律によつて信用を國家が保証して行くというやうに、いろいろ方面からその保護助長をはかつて行かなければならぬと思つておられますが、直接國の財政支出によつて中小企業を応援しようという場合には、やはり今のところこの金融公庫というやうな行き方が、一番現在の情勢に即して最も適切ではないだらうか、こういう考へからこの公庫の方法をとつたのでありまして、もちろんもつとこれよりも弊害が少くて利益の多いという方法がござい

ますれば、またそれも将来検討いたしまして、あわせてそういうことも考へて行かなければならぬと存じます。が、今のところはさしあたりこの中小企業金融公庫をもつて、ひとつその使命を十分に遂げて行くやうに努力したい、こう考へております。

○吉川(久)委員 次に第一条に、「中小企業者の行う事業の振興に」とありますが、この「事業の振興」という意味と範圍。それから同じく第一条にある「一般の金融機関が融通することを困難とする」ともございませうが、その「一般の金融機関が融通すること」を困難とするものとを融通することを「一般の金融機関が融通すること」を困難とする」といふ、これをもつと具體的に。これは中小企業庁の方でけつこうでございませう。

○岡田(秀)政府委員 中小企業者の行う事業の振興に必要な場合、これは今度でございませうとしております公庫から出ます長期資金は、ただ漫然と使つてもらつてはいかぬのでありまして、借りる中小企業の方がこの金をもつて、事業をひとつ一歩前進せしめるやうに使つていただきたいという趣旨を書き表わしたのでありまして、生活資金に使つてもらつちやいかぬということが反面から出て来ようかと存するのであります。なお大体は常識的に表わしておりますので、その辺のところでおくみとりを願ひたいと思つております。

なお「一般の金融機関が融通すること」を困難とする」と言ひますものを具體的に申してみますれば、まず第一に、先ほど問題になりました金利の点におきまして、長期資金は市中では一割の金利というのではないという点が第一点であります。それから一年すえ置きで

五年間の長期のものという点が、まず市中にはないという点が一つであります。これから公庫におきましては、先ほど公庫と代理金融機関との關係に二色あると申しましたが、手数料を四分五厘差上げる關係におきましては、代理機関は公庫に對して八割の責任を負う。手数料が三分の場合におきましては、公庫に對しまして金融機関は三〇%の責任を負うということに相なるやうに仕組んでございませうので、現在の開発銀行の中小企業向けの貸出しは、代理金融機関が一〇〇%の責任を開発銀行に持つておられますのと比べますれば、金融機関の責任が八割ないし三割といふやうに、非常に軽減されておるのであります。さういふ点の点を總合して考へまして「一般の金融機関が融通すること」を困難とするもの」といふやうに書き表わしたのでございませう。

○吉川(久)委員 そういたしますと、ただいまの二点のうちの、前の「中小企業者の行う事業の振興」といふものの内容は、この事業經營の積極の面について常識的な解釈をしてさしつかえない、相当広い範圍に解釈をしていいやうに私は了承をいたしております。もしそれと違つた御所見があるならば、それを伺ひたい。

それから中小企業金融公庫法の第二条の特定事業とはどういふものをさされるのか、これを伺ひたい。

○岡田(秀)政府委員 現在私も考へておりますものは、現行の中小企業信用保険法におきまして、保険にとりまする業種を掲げておられますが、その業種を大体骨子といたしまして、そのうちからサービス業等を除いたもの



にいたしたい。これが総括的なものでございまして、具体的に申してみますれば、製造業、マイニングの鉱業でございまして、土石採取業、建設業、物品販売業、輸送業、運送取扱業、通運事業、倉庫業、電気供給業、ガス供給業、お医者、印刷業、出版業等でございます。

○吉川(久)委員 大体この法律の対象とする限界はやや明らかになつたわけでございますが、そこで中小企業との境界は業種別によつて定められるものでなく、中小企業そのものの性格から限界が定められるものであるというように、今は了承をいたしました。そこで最近一部の新聞等の報道によりますと、中小企業金融公庫の貸付の対象は、純粋な商分野のものに限られて、農林関係の業種は除外すべきであるというふうな議論が伝えられております。そのために農林関係企業においては非常な不安と不満を感じている向きがございまして、過去における商工中金の融資その他の、いわゆる中小企業に対する融資のうちで、農林関係業種に対する貸付の実績というものは相当の割合を占めていたものでありまして、中小企業金融公庫においても、加工業種は当然対象になるものと思うのでございまして、この点についてどういうふうにお考えでございますか。

○岡田(秀)政府委員 先ほど読み上げましたような種類の業種でございまして、それが農林関係でありまして、運輸関係でございまして、具体的に申されれば、通産省でありますとか、農林省、運輸省でありますとか、各省の所管は問題にいたさないものであります。製造業でございまして、たといはみその製造業は農林省所管でありますけれども、製造業という觀念に入ります関係においてこの中小企業金融公庫の対象になる、かような意味でございまして、

○吉川(久)委員 その点はよくわかります。極端な原始部門の業種は論外でございまして、そのうちで、必要のあるものは中小企業そのものの本質からいって、機械的に各省の所管の業種という点にとらわれることではないというところは非常によくわかつたのでございまして、この点弾力性のある取扱いをひとつ御配慮願いたいと思ひます。特に搾油とか、澱粉等、農産物の処理加工に関する業種等は、農産物価格安定措置とも密接な関連がございまして、農産物価格安定に関する政府の措置の一環として、重点的に取上げられる必要があると思うのでございまして、この点についてはどういうふうにお考えになつておられますか。

○岡田(秀)政府委員 繰返して申し上げますように、今御指摘になりましたものは、先ほど読み上げました種類に入るののでございまして、公庫の貸出し対象になるものと思ひます。特に重点的にという点はいさゝか立場で重点的にやらねばならぬというものでございまして、特にそこはここで申すわけにいかぬかと思ひますが、要するに、澱粉の製造業でございまして、りつぱにこれは製造業でございまして、そういう趣旨におきましては、中小企業金融公庫の金の流れ得る業種であることは間違ひございません。

○吉川(久)委員 特別の取扱いということとは特に考えられない、一般的な取扱いだということもよくわかりまして、たといはみそのうちで、私のはつきりしない業種対象の根拠は、従来の分類による中小企業金融公庫法で業種の分類に準用するものと考えられていた中小企業信用保険法の業務分類によつてやるのだということでございます。たね。そこでそれから除外される可能性のあると考えられるものに獣医業とか、あるいは屠畜業というものがあつた。屠畜業は最近厚生委員会防疫の観点から屠畜業法が本議院を通過したのでございまして、これも最近の仕事の関係から考えて参りますと、家畜市場に併設をするものが非常に多い。それから屠畜業に付属いたします。同じ業種のうちで加工の仕事も含めてやっております。こういうようなことを考えますと、私はこれは対象業種から切り離して考えるべきではないと思ひます。この点についてはどういうふうにお考えでございますか。

なほ従来の分類によりまして、もつとはつきりと除外されそうに見えるものに化製業というのがございます。たとえば屠畜業のついでに、屠畜をいたしましたあとの廃物の処理、肥料にいたしましたり、いろいろ加工をいたしますが、その化製業というものが、あるいはこれも畜産関係でございまして、装蹄業とか、あるいは育ひの仕事です。家畜の導入等についての仕事を協同組合等でやるわけでありまして、そのほか個人で牧場を持つてやつてはいる場合もございまして、あるいは小さな会社で経営をしている場合もございまして、

○岡田(秀)政府委員 政府の金を一般の金融にまわします仕組みをいたしましては、いろいろの仕組がございまして、農林漁業等の原始産業に対して、国家資金を注入する仕組をいたしましては、農林漁業金融公庫があるわけでございます。従ひまして、私どもは中小企業金融公庫は、原始産業あるいは原始産業と不可分一体に考え得るべきような業種は、これは農林漁業金融公庫でやつて行きたい。従つて農林漁業金融公庫の方は運用の資金も私どもの方よりは大きくありますし、金の運用の期限も長くつてありますし、金利もそういう事業の性質から安くておろすのであります。従つてわれわれの方ほどつちかといへば、先ほど申し上げたように原始産業とはちよつと離れたような業種を対象として予想いたしておるのであります。今御指摘になりました業種をずつと見てみますと、大体農林漁業関係と漁業という本来の原始産業と申しますか、それと非常に不可分の関係の強い業態のように思われるのであります。私どもの立場からいへば、これは農林漁業金融公庫で御担当願ふことが望ましいし、また業界の人としても、その方が仕事を運営して行く上において、好都合な措置ではなからうか、こう考えるのでございまして、いずれにいたしまして、これは業者の限界線に來る点がある、なか／＼どこにつくかという点の判断の困難な面があるかと思ひます。

「小平委員長代理退席、長谷川委員長代理着席」  
なおその辺は農林省とも大蔵省の方とも関係がございまして、事務的にとくと検討を加えてみたい点でございます。

○長谷川委員長代理 福田君に申し上げますが、福田さんは次に時間がつてありますので、ひとつ簡単

に……。○福田(喜)委員 今岡田長官が言われるのに対してちよつとお尋ねいたしますが、今同僚委員の発言されましたことは、林産関係につきまして、木材の伐出業、それから樹苗の養成業とこの二つの問題だろつと思ひます。長官のたゞいまの発言まことにちよつともでありますが、われ／＼としては、ちよつと割切れぬところがあるわけだつ。この樹苗養成業と木材伐出業に關しましては、農林中金のローバーの資金では、今はだめになつております。それ

と一般の市中金融機關ももちろん扱わない。しからば公庫はどういうふうになつておるかと思ひますと、公庫は設備資金のみを取扱つて、これにまつた

くはずれておる。われ／＼といたしましては、林産関係の中小企業者といたしましては、この点をせひこの公庫の取扱ひ業種の中に加えて、特に御考慮

いただきた。そうでなければ、たとえは種子、肥料等の購入資金が十分でなければせつかくの苗がありまして

も、優良な苗木をつくることができない。ちやんとした林道を開設いたしま

ずれからでもよろしうございませうが、御答弁をいただきたと思ひます。○岡田(秀)政府委員 お話の点は、私

どもよく事情はわかるのでございませうが、先ほど私が申し上げました事情もまた一応考慮願ひたいのでございませう。どちらかといへば、非常に資金

の回転率も低いし、従つて貸出しの期間も相当長いことを要する性質から見まして、農林漁業の、農中でありま

す。か、公庫でありますか、いづれかは知りませんが、農林系統の金融対象にしていただく方が実情に合うのではないかと今私は思ひますので、それ

も、いづれにいたしまして、その他の先ほど御指摘になりました業種等も含めまして、農林省ないし大蔵省とも具体的に検討を加えてみたいと思ひま

す。○吉川(久)委員 今長官がどちらにもつかないから判然としないので、非常に困るのだというございませうが、農林漁業金融公庫それは施設に

ついでのみ出すのであつて、これら業とするとこの事業に対しては、農林漁業金融公庫の融資の対象に入つて

いないのです。それをどこにもつかないからといつて、この中小企業でありながら、中小企業金融公庫の融資の対

象から除かれるとなると、これは害に迷つて、長官のところへ化けて出て来

ますよ。一体この問題について農林省ではどういふようにお考えでございま

すか。通産省と何かこの問題について、御連絡等をとつておいでなのでござい

ませうか。○松岡説明員 たゞいまの問題につきましては、中小企業庁の方に一応私

もの方を御連絡申し上げております。○吉川(久)委員 農林省の答弁はどう

もはなはだなまぬるいのです。通産省の、しかも中小企業庁の方々が非常に頭のいい方々ですから、少し話して上

げればわかつていただけるのです。一つもう少し徹底的にそういう事業は、純然たる原始産業ではないということ

で話合つてもらひたい。私はついでに長官にもう一つお伺ひいたしますが、齒科医まで入れるとお

つしやいませうか。そうすると獸医業はどういふことになりませうか。○岡田(秀)政府委員 これが境目のむ

づかしいところでありまして、畜産業をやります場合に、獸医がおらなかつたら畜産業はできぬはずじやないか。

だから畜産業といふものをめんどろを見ることになつておるところで、これも一緒にめんどろを見てもらう方が、別々にぶつた切つて、扱い方が別々にな

る、ほとんど片手はな扱いになつてもいかにぬでありませうから、畜産業の方で同時にめんどろを見るように

にすることが妥協じやございませうか、こう考へておるわけだつ。○吉川(久)委員 それでは伺ひます

が、人間の衛生施設は、お医者さんにも関係があるから、その方の厚生衛生施

設の方で、齒科医でも、内科医でも外科医でも見てもらつたらいいのじやないかといふことと同じになるのじやないかと思ひます。その点は

私の考え方が間違つておりましたら、御教示を仰ぎたいと思ひます。○岡田(秀)政府委員 私の方の公庫の



にございまして、そのように解釈をして間違ひございせんか。もう一ぺん念のためにこの点についてお答えを願いたいと思ひます。

○岡田(秀)政府委員 それは具体的なケースに当りまして、それがはたして長期の運転資金を必要とするものかどうかといふことを、具体的に検討してみることがあるかと思ひます。また、寒天の製造業から長期運転資金は貸さないとか貸すとかいふことはございせんか、この公庫で持つておきますかといふ具体的なケースに当りてきめるべき問題じやなかるかと思ひます。

○吉川(久)委員 それでは次に業種別に貸付資金のわくをおきめになる御意思はございせんか。

○岡田(秀)政府委員 現在のところその意思はございせん。

○吉川(久)委員 そうなりますと、金融機関は、自己が回収上有利と認めるもの、業種になじみのあるもの、そういうもののみに融資をして、特殊な農林関係業種のかんりのものが、貸付対象業種として一応認められていて、実際に認められないものが多分出て来るのじやないかと思ひます。このようないふことはどういふように対処なさるお考えでございせんか。

○岡田(秀)政府委員 われ／＼といひましては、各種各様の金融機関を代理機関に選定することによりまして、あらゆる種類の中小企業界にまんべんなく公庫の金がまわり得るものであるかと考えておるのであります。代理金融機関の選定にあたりまして、ある特殊の金融機関だけを選定するといふ

ことになりまると、融資先が偏在するといふことになりうかと思ひます。で、そういう点を特に注意して参りたといふお考えでございせんか。

○吉川(久)委員 私はそういう偏在というようないふことの行われないようにするために、この公庫の機構の問題を検討する必要があるのじやないかと思ひます。たとえば理事をどうするか、職員はどういふような構成にするかといふようなことについて、どういふ御所見を持つておいでございせんか。また委託金融機関はできるだけ広い範囲とたたいまつしやいまつたが、具体的にどのよういふものをお考えでございせんか。

○岡田(秀)政府委員 代理金融機関の範囲につきましては、銀行でありまるとか、相互銀行でございせんか、あるいは信用金庫でありまるとか、あるいはまた商工組合中央金庫でありまるとか、いろいろの金融機関をそれ／＼選びまして、代理金融機関にいたしたと考へておるのであります。なお公庫の組織の問題は、ともかく今後研究をいたすべき事柄に相なつておりますので、公庫の趣旨を十分發揮できますよういふ点に、理事の選考等もなされるものとお考へておるのであります。

○吉川(久)委員 先ほど長官のお答の中にあつたように、農林関係の企業には、どちらにもつかないといふやうな非常に判定のむずかしいものがあることは、長官みづからお認めのことと考へておられます。そういうものがあつたに、またそれから原始産業に非常に近いものがありまして、その資本の効率が低いとか、あるいは資本の回転期間が長いとかいふやうな関係で、

一般の金融機関が相手にしてくれない。そういう関係等がありまして、しかもこれを扱う人々の扱い方がとかく片寄りがあつた傾向を、私たちは過去の幾つかの事例によつて憂慮するものでございせんか。そこでこの問題について今お尋ねをしておるわけでございせんか、農林省ではこの問題についてどういふようにお考へてございせんか。農林省の御所見を承りたい。

○谷垣政府委員 今御発言のように、農林関係のいろいろな中小企業関係のものに對しましての貸出しにつきましては、特別にそういう方面に堪能な職員に、その部門を担当していただく必要があると思ひ考へておりますので、その点につきまして、大体通産当局の方と交渉いたしまして、御意見のありまますやうな点について、過誤のないやうに現在交渉中とございせんか。

○長谷川委員 長代理 吉川さんに申し上げますが、他にたくさん残つておりますので、簡潔に願ひます。

○吉川(久)委員 私は最後にお伺ひをいたしたいと思ひますが、本法案は、農林漁業協同組合とか、連合会も貸付先となつております農林中央金庫のごときものを、委託金融機関にお預けになるお考へはございせんか。

○岡田(秀)政府委員 その点は、よくと研究をいたして参りたいと思ひ存じております。

○吉川(久)委員 どうも長官は研究と言われますけれども、今日までに、私は考へ方が相当コンパクトにされていふのはないかと思ひます。今からこの法案が成立するかしきないかは、御自信がないかもしれせんけれども、御出されるからには、一応の具体的な構

想がなければならぬと思ひます。従つてこの仕事の運営にあたつて、片寄らないやうにやるためには、農林あるいは漁業、そういうたつた方面に特殊な理解のある職員を配置するとか、あるいはまた理事の中に農林関係の理事を加えるとかいふやうな、具体的にだれとだれといふやうにきまらなくとも、大体どういふやうな構想でやるかといふこととが、もうこの段階ではおつしやつていただいてさしつかえないと思ひます。ございせんか、その点はいかがでございせんか。

○岡田(秀)政府委員 人事の問題でございせんか、かりに農林省の關係産業にこの公庫から金が出るので、農林省の關係の理事を入れなければならぬと申されますれば、運輸省系統の事業も非常にたくさんあるのではありませんか、運輸省系統からも理事を入れなければならぬといふことになりまして、これは各省から全部理事を入れてもらなければならぬといふことになるのであります。それでこれは拾ひつかないものでございせんか。それで理事の人選につきましては、この公庫の仕事が円満に行つていくに人事を考へますので、その辺で御了承を願ひたいのでございせんか。

○吉川(久)委員 ただいまの長官のお答は、たいへん抽象的なお答でございせんか、大よそ限られております。しかかも農林関係は、いつも経済關係會議とか、いろいろの場合に占めておるところの比重といふものは、相当に重たいと思ひます。従つてただいまこの法律に書いてある通りの役員の数からいふならば、必ずしも農林省から入れなくとも、農林省關係が納得して行くやうな

理事の選任方法があるかと思ひます。しかも今日までの中小企業に對するところの貸付の実績から見れば、私は相當に重いウェイトを持つておると思ひますので、その点を十分御勘案の上、善処されんことを望みます。私の質疑はこれで終ります。

○長谷川委員 長代理 井上君にちよつとお願ひ申し上げますけれども、福田君が閣連で、ちよつとただけだそうでありまますから、許してよろしうございませうか。

○井上委員 よろしいです。

○長谷川委員 長代理 それでは福田君。

○福田(喜)委員 私はこの閣連で、私の質問を打ち切ります。

ただいま岡田長官の御説明によりますと、同僚委員の吉川君からの御質問に對してでございますが、木材伐出業、樹苗養成業へは、将来研究する、多分やるだらうといふ御答弁でありましたが、私たちの希望といたしまして、聰明なる岡田長官にぜひともお願い申し上げます。かつまたこの点につきましては、通産、農林の間になわ張り争ひは、もう絶対やめていただきまして、林産業に對する特別の御考慮をいただきたい。今回の災害に對しまして、たとえば九州におきましては、日田市等のいわゆる林業の中心地帯は壊滅的打撃を受けて、午前中の農林委員會においても、その製材設備の復興につきましては、開銀等を通じて特別な措置で、この復興資材の供給、用材の供給に遺憾なからしむるというやうな応急特別の措置のお話もあつたといひてございせんか。そも／＼林産業に對しましての全国銀行の貸出しは、総額

の二%にも満たない状況であるわけでございます。しかも災害復旧につきましては、非常に公共的性格の強いものでございまして、造林とか林道、林業とかいう基本的政策は没却できないわけでございます。つきましては、これは農林当局にぜひともお願いしたいのでございしますが、私が今申し上げましたこと、かつ吉川委員の先ほどの質問にもありましたように、木材伐出業あるいは樹苗養成業、そういうものは現在におきましては、農林中金のグループの資金としては扱ってくれぬし、一般の市中銀行はなおだめだ。公庫は設備資金だけだといって、貸し出しですといつても、これには出せない。それで全部からジャット・アウトを食つてしまふ。しかもこの復興のために、必要不可欠の緊急のものだ。こういうものにつきまして、時たまこの中小企業金融公庫が公庫法によつて生れようとしている。これは普通の金融機関とはまったく別のものである。こういう場合にはこれをまます扱いはされるということでは、まづたこれは耐えがたいことでありまして、この間の実情をよく御認識いただきまして、農林省当局においてはもつとふんどしを締めてかかつて、通産当局と話をしていただきたい。通産当局におきまして、なわ張り争ひなんかやめて、古池さんでも岡田さんでも、まことに御聰明な方で、この間の事情は十分わかり切つておられると思いますから、これはぜひとも考えていただきたい。これはわれわれ一致の要望でございますから、ぜひともこの点は格別の御考慮と農林当局の緊要一番の御奮起をお願いしたいわけでありませう。

○長谷川委員長代理 井上君。

○井上委員 第一はこれの貸付期間を一年すえ置いて五年にした理由、これは打出しは長期資金というふうに出してある。長期資金として打出して中小企業金融をするという場合、これは設備がおもだろうと思ひますが、零細な中小企業が新たな設備をいたしまして、これが完全に支払い能力が得るまでになるのに五年でいいというの、どこに根拠がありますか。

○岡田(秀)政府委員 現在中小企業金融公庫が対象として思つておられます。うちで、長期と称せられるものは、三年見当のものが一番長いのでございませう。たとえば商工中金なんかは債券金融をやつておりますので、どつちかといへば長い金融を担当するのでございませうが、その債券も利付で三年ということに相なつておりますので、大体三年程度が標準に相なつております。それを五年まで延ばそう。一応五年というにいたしましたので、ごく例外と申しますか、ごく必要な場合はさらに延ばす方法も絶無ではないのでありまして、大体五年というところにいたしておきますれば、一応の要望には沿ひ得るものと考えましてやつておるのでございます。

〔長谷川委員長代理退席、小平委員長代理着席〕

○井上委員 今の御答弁は非常に重要でございます。と申しますのは、資金の回転率をできるだけよくするという点から考えますならば、短期がいい。現に三年見当であるというなら、五年というおまけをつけなくてもよい。五年やるのが至当だけれども、大体三年

というのが現在の実情だというなら、大体三年にして、そうすればそれだけ多く貸付ができることになりましよう。何ゆゑ五年にするのですか。

○岡田(秀)政府委員 私が三年と申しましたのは、貸す金の方が三年以上のものがあまりないので、三年くらいのが普通になつておる。ところが借りる方から見ますれば、もうちよつと長いのがほしいという需要があるわけでありませう。そこで今度の公庫では、三年より少し延ばしまして、五年程度の金も借り得るような方法にいたさう、こういうわけでございます。

○井上委員 それなら、特別の理由がある場合は五年に延長することを得というにしておけばいいのであつて、やはり本筋は三年でいいのです。そうすれば率が多くなりますから、それだけ多くの人が借りられる。それを一ぺん御検討願ひたい。

それからどうもこういう中小企業金融機関をよけい店をこしらえて、人ばかり雇つて、経費ばかり使う(「失業救済」だと呼ぶ者あり)これは今お話のように失業救済の意味があれば別だけれども、現実には今お話のように商工中金が三年見当のものをやはり扱つておるのではありませんか。しかも商工中金と同じような商工協同組合その他の機関を通して貸し付けようというのでしよう。商工中金があるのに、また別に中小企業金融の公庫をつくり、そこに年四千万円の事務費を使つて行く。四千万円の事務費を使つたらば、四千万円の金を金融にまわしたらば、四千万円の金が金融にまわしたるだけ多くの者が助かるかわからぬ。そういうことをあなたは考えませんか。中小企業金融なんて美しい言葉で、結局少数の

人々がこの機関で、飯を食ふというにとになるとは考えませんか。だから百億なり百二十億というものを商工中金にまわしたらいじやないか。そこで商工中金の中に、五年なら五年、三年なら三年貸しつける新しいわくを設定すればいいのである。貸付資金がなくて困つておるじやないか。そういうことを考えたら、四千万円というものはまづた無益な金になつてしまふ。名前がほしいですか、看板がほしいですか、その点を明らかにしてください。

○岡田(秀)政府委員 商工中金を利用すれば公庫をつくらぬでもいいじやないかという御趣旨でございますが、商工中金は、例の中小企業等協同組合法に基きます協同組合並びにその組合員に金融することを使命とする金融機関でございます。すべての中小企業者に金融をすることを使命といたしておらぬのでございませう。今度の公庫はすべての中小企業者を対象といたしまして金融をいたすのでございませうから、商工中金の活動分野よりは広いのでございませう。そして中小企業金融公庫は、御説のように冗費を節約しまして、ごく簡素な形でやろうという趣旨におきまして、五十七人のごく小規模の組織をもつて出発することにしたのでございませう。この公庫は、して申しますれば、大ビルディングの上にありますところの水槽のごとき役目でございます。それからいろいろのパイプを出しまして、一つのパイプは商工中金にも行くし、あるいは銀行、あるいは相互銀行、信用金庫へ行く。そういうところへおの／＼自己の資金を流しまして、その金融機関を

や口として水が流れるという仕組みでやつて行きたいと思つておるわけでございます。必要最小限度の経費によりまして最高の能率を上げようという趣旨をこの立案の骨子といたしておるのでありまして、御趣旨の点を十分加味して立案いたしておるのであります。

○井上委員 商工中央金庫は商工協同組合等の団体を対象にしておるのであるから、一般中小企業者は対象にできません。商工中央金庫というのは中小企業金融と違ふのですか。そうなりますと、それを直したらい。何で直されぬのですか。その規則を直したる簡単だ。この新しい百二十億のわくは、そういう設備資金とか運転資金に五箇年を限つてそういうものを対象にして貸してやれ、こういうことに規則を直したらそれでいいではないですか。それを直されるという規則はどこにもありません。たとえばこれと類似行為をやります中小金融機関として、信用協同組合であるとか、あるいは相互銀行であるとか、信用金庫であるとか、それ／＼ございませう。どうせこれらに末端の窓口の取扱ひを願うのでしよう。私どもは大蔵委員会においては、できるだけ一本のもので、やはり末端に窓口をたくさん持つてやる方がいい、こういう意見を持つておる。そういう点で、できるだけ経費を節約するという建前からお考え願うことはいいですけれども、実際上四千万円という金が予算に計上されるというところは、こういう新しい機関をつくつたがゆゑに起る支出でありますから、何とかこれはもう少し考えてみる必要がある。ただ、名がほしいとか、

そういう新しい一つの看板なり店がほしいというのならこれは別です。しかしそれはまったく中小企業者を売り物にした、踏み合にしたやり方であつて、そういう金融対策というものはあり得ない。私も私どもは考えておる。そういう点については私も賛成ができません。同時に、さきにも綱島さんから金利の問題がいろいろ論議されましたが、他の市中銀行や中小企業対象の金融が一割以上だから、これは一割でよからう、そういうものの考え方が、依然として金利が下らない大きな原因である。しかもこの百億の金は政府資金である。政府資金を無理して借りて無理して借りて来て、この事務を扱う事務所の経費さえ計上すれば、あとは低金利でいい。他の金利を埋め合せる必要はありません。中小企業を救済し、振興さうというのなら……それが本体的にやないですか。その点を伺いたい。

○岡田(秀)政府委員 中小企業者に対する金融には各種の金融機関を活用して、窓口を数多く持つてやつた方が能率が上るといふ御趣旨でございます。私もはまさにその御趣旨を百パーセント実現する趣旨におきまして、公庫をつくりまして、そのタングのごとき作用をいたします公庫から多数のバリエーションをおろして、中小企業者に最も便利な方法で運用をいたさうということにいたしておるのでございまして、今の御質問の通りに運用をいたすように計画をいたしておるのでございまして、なお金利の点につきましては種々御指摘があつたのでございしますが、私どもといたしましては、さしあたりは一割にいたしまして、従来の長期金融から見ますればかなり金利が下ることになるのでございまして。そしてなお金体の金利水準を逐次下げて行くという努力を続けるとともに、あわせてこの公庫の金利を逐次下げる努力を続けて参りたい、かように考えておるのでございまして。

○井上委員 この代理店の手数料四分五厘を払うというのですが、四分五厘払うとしますと、百億に対してどのくらいの金額になりますか。  
○岡田(秀)政府委員 百億の資金が全部手数料四分五厘を与える方式で活用されるといたしますれば、手数料は四億五千万円になる計算になります。  
○井上委員 直接あなた方が地方に店を持つてやつた場合、どのくらいかかりますか。  
○岡田(秀)政府委員 直接店を持つて言われますが、かりに例を商工中金にとつてみても、開業以来十数年を経ましてやつと一府県に一つの店舗ができてまして、しかもなお中の職員の能率が他の金融機関に劣つておるといふ非難を受けておるような状態でございます。店舗を開設し、人員を養成するといふことは、経費の面からもなかなかたいへんでありますと同時に、中小企業者に満足の行くようなサービスをいたすといふ点から非常に難点があるうかと思つております。従いまして既存の金融機関、中小企業向けの金融をいたしておるとこの金融機関をそれらの特色に応じてこの公庫が活用しようという構想をつたのであります。従いまして地方に店舗をつくらうと申ししても、われわれが活用しようとする計画をいたしております程度の店舗の数をつくると申しますれば、こ

れは老成なる経費がかかりまして、ちよつと計算いたしかねる程度ではないかと思つております。  
○福田(繁)委員 ただいまの井上委員の質問に関連いたしてその点を伺いたいのですが、この公庫の業務の一部を他の金融機関に委託せしめる、こういう場合がある、こうおつしやるのですか、先ほど来の御答弁によりまして、公庫の業務の全部を他の金融機関に委託せしめる、こういうような感覚を受けるのであります。全部委託をされるのであります。それとも多少公庫の窓口で直接おやりになる御方針であるか、これを伺いたい。  
○岡田(秀)政府委員 さしあたりは全部委託をして参りたい。さしあたりは東京・簡素な事務所をつくりまして、実際の業務は既存の金融機関の窓口を活用するといふ方向でやりまして、その後の経過を見まして逐次運用方法を研究して参りたいといふ段取りにいたしたいと考えます。

○井上委員 これはかつて農林委員会に農林漁業資金の公庫が創設される法案が出た場合にこれと同じ問題が起りました。つまり代行手数料が非常に高過ぎる、実際直接農林漁業金融公庫が各府県別に店を持ちまして、そこでみずから書類を扱つた場合と、委託をいたした場合とでは手数料が年間に二億四千万から違つて来るのであります。これは農林漁業金融公庫からの資料に基いて検討したことがありますが、これもまた四分五厘というように高い手数料を払う実績から考えますならばこれは相当問題があるうと思ひます。そういう金融機関に貴重なわれわれの税金を食われておる。これはわれ

われの税金ですから、黙つてはおきませんよ。あなた方の税金なのです。だからこの金融問題については手数料の問題とともにもう少し通産委員会でも真剣に御検討願ひたい。同時にこの貸出し条件が、さきにも問題になりましたが、一千万円、五百人以下という条件を対象にしておる。先般大蔵委員会に全国銀行協会と、地方銀行の代表者を呼びまして、中小金融に対してどのくらい金を貸しておるかという資料をとつたことがある。そうしましたら、市中銀行の方では全体の貸出しの三二%を一千万円以下の中小企業に貸しておる。地方銀行もまた三二%ほどのものが一千万円以下に貸されておるといふ説明をしておるのであります。しかもあなた方の貸出し条件を見ると、第一は担保物件はつきりしたかといふことになつておる。今日担保物件をばつきりして、金を貸してもらおうといふ人は金融に困つておられます。これをひとつ長官、よく考えてもらわなければならぬ。担保がありさえすれば、現実には金融に困りませんよ。ほんとうに困つておるのはそれよりほんとうに下の、実は二十万、三十万という零細な資金のいる人なのです。そこへ目途を置かず最高限をきめるといふことを言うけれども、これと貸出し条件を結んでごらん下さい。結局最も回収のいいものを対象にして貸すといふことになるのです。そういうことなら市中銀行がやるから、何も別にこんなものをつくる必要はない。ほんとうは零細な中小企業者を救ひ上げて、将来十分振興できる対策を考えて行くことが必要だといふことを私は方針としては確立させなければならぬと

思う。どう貸倒れにならないようにするかといふことについても技術的な検討はしなければなりません。ただ一千万円以下、五百万円以下といふことになりまして、やはりどん／＼貸して行かれた場合には、いわゆる少額の金融といふものはな／＼困難で、まして担保のないものはどん／＼はねられて行く。現実に国民金融公庫が受付けておりますうちで、貸付けておりますのは、わずかに三十七、八パーセントにすぎない。これは全部担保を取ることを条件にしておるのです。最初から担保がなければいかぬ。やむにやまされぬのは保証人制度でやつておられますけれども、やはり回収といふことをやましく言う関係で、担保物件はやかましく言つておる。だからあと七割の人ははねられておる。そのはねられたのが御存じのやみ金融に行つて、法外の高い金利に不渡り手形を出さなければならぬ現状に追い込まれておるのではしよう。それはこれを救うといふのではないのですか。これがまたそれと同じことをやつたのでは、これは何の役にもたちませんよ。実際真剣に考えていただきまして、せつ／＼つくるものだからさういふ面に十分力を入れてもらわなければいかぬが、どう考えていますか。

○岡田(秀)政府委員 政府の資金を産業に貸出します仕組みをいたしまして、基幹産業を主体といたしまして、どちらかといへば大口な金融機関として日本開発銀行があります。それから今御指摘になりました零細金融をやるという面から申しますれば、国民金融公庫がありまして、一件当り五十万円、連帯保証の場合は二百万円までと

第一類第十一号(附属の四) 通商産業委員会大蔵委員会農林委員会連合審査会議録第一号 昭和二十八年七月十七日

いう仕組みで、零細な金融を担うたしおるのでございます。今度できようといましておきます。公庫のねらいといましておきますのは、開業銀行とこの国民金融公庫との中間にございまして中小企業者を金融の対象としたし参りまして、そして国家資金による金融としての一貫性ができ上るのではないかと思ふのであります。従いまして国民金融公庫が主たるねらいとしております分野は、どつちかといえ、今の公庫とあまり二重にその貸出し先を奪い合うような建前にしませんで、その辺のところは公庫にひとつ勉強していただく。そして公庫の貸出し実績が三割強であるという点は、あるいはまた資金量の問題もからんでおるかもしれませんので、われわれとしまして、国民金融公庫の資金量の増額というのを、大蔵省等にも寄り／＼お願いをいたしておるのであります。国民金融公庫の活発なる活動によりまして、零細金融が今より一段と成果を上げることとをわれわれとしても念願いたすのであります。それとまた別途の意味において、中小企業金融は、国民金融公庫よりやや大目の資金を必要とする中小企業者を対象としたしておるのではありませんから、その辺のところを両々相まつて、広い意味の中小企業金融がうまく行くようにやつて行きたいというのが私どもの念願でございます。担保の問題につきましては、担保にあまり偏重いたしますと、これまたぎこちなくなり、かといつてあまりだらしなく貸出しをいたしますと、もうすでに金融ではないということに相なるのであります。その辺の調和をとらながら、実情に合うような運用をい

たすよう努力したいと考えておる次第であります。

○井上委員 あともう二点はどお伺いたしますが、ただいま国民金融公庫と開業銀行との間を対象にするというお話でございますが、国民金融公庫は、御存じのように甲種の方では五十万円以下、乙種の方は二百万円ということになっておりますが、今度新しい中小企業金融公庫ができると、二百万円のはずとつてしまつて、国民金融公庫では貸さぬということになるのです。これは国民金融公庫の方で、そういう方針をきめておる。これはあなた一べん直接調べてもらわなければなりません。市中なり地方銀行は一千万円を対象にして、一千万円以下の中小企業者に対して市中銀行は三〇何パーセント、地方銀行でも三〇%という貸付をしておるとはつきり言明しておるのです。だからほんとうはもつと下の国民金融公庫から救われぬ人々、五十万円以上五百万円までといひますか、そのくらいの間をやつて行くといふことがねらいでなければならぬ。これはよくあなた方検討しなければならぬ。なおまた農林漁業金融と、中小企業金融と競合の問題を菊川君からいろいろお話がありました。これはばくちも意見がありますが、これもさいげんの話で、少くとも木材の伐採、搬出あるいはまた樹苗の育成、養蠶等に関係します産業の設備の運搬資金というよりなものは、中金なり漁業資金のわくを広げる政令を直して、そこで出すようにすればいい、それに必要な資金を融通して持つて来ればいい。そういうことにはつかない、たこの足のようにあつちからもひつば

られ、こつちからもひつばられるといふようになつて来て、足らぬことになり。だから農林関係のものは、それが多少原始産業の域を中小企業的な方向に逸脱しておつても、できるだけのその上で行つてやる方が系統的によくなるのです。そういう面について、農林省の方で、わくを広げるという政令ででき得ると思ふのであります。そのことは法律ではそんなことは規定してない。だからその点をひとつ農林省の方で十分検討をしてもらい、われわれもそういう方向に努力しなければならぬと思つておるのです。が、そういう点について十分打合せをお願いしたい。

最後に運転資金というのが貸し付けられるのですが、この運転資金というのが大體見当がつきます。設備資金なら大體見当がつきますけれども、運転資金というものは、下手すると、それが実は資金の方にまわされたり、あるいは解雇手当の方にまわされたり、いろいろな面にこれが使われるのです。だからこれを一体どう押えるかというのです。運転資金で貸そうという場合、これはなか／＼つかいである。なか／＼あなた方数人の方では押えられませんか。しかもこれは窓口をあなた方が持つてやつておるのではないのだから、そうなるその方に金がないで行つてしまつて、設備がちつとも伸びぬ。つまり中小企業の近代化、合理化といふことはなか／＼困難になつて来る。ぶつ／＼ぶつ／＼行くといふことになつたらなか／＼えらいことです。だからいつそのことでの運転資金はやめて、設備資金だけ行つたらどうかという考えを持つておりますが、

その考え方はどうですか。やはり運転資金を貸すのですか。

○岡田(秀)政府委員 いろいろと御教授をいただいたのでございますが、この公庫の貸出しに際しまして、貸出しの限度は一千万円に上つておるけれども、国民金融公庫からはちよつと上で、四、五百万円程度のところまで重点を置いて金融をせよという御注意であります。この点は先ほどの御質疑の場合にも政務次官から申し上げたのでございまして、限度は一千万円になつておりますけれども、できる限り多数の中小企業者を潤し得るような方向で貸出しの援助をいたして行きたいというところは、もう私どもの念願とするところでございまして、御趣旨のようになつていただきたいと思います。

それから運転資金と設備資金の関係でございますが、確かに設備資金の方はつかみやすいけれども、運転資金の方はつかみにくいといふ、これは確かになつておる。しかしながら、運転資金の三箇月くらいはものをぐる／＼たらいまわすのにはなしに、ある程度底だまりの運転資金をほしいといふことは、これは非常に強い要望なのでございまして、多少御指摘になりますような危険があるかもしれませんが、それとまた公庫なりあるいはわれわれの指導なり、また大蔵省におきましてこの本来の銀行の指導、あるいは銀行検査等によりましてあやまちを防ぎつつ、中小企業者がぜひほしいという長期運転資金のよい形におけるものを供給するように努力して参りたいと思ふのであります。

農林漁業関係の金融機関の貸出しのわく等の改正をしたらどうかという点につきましては、私どもの方が御答弁することではないと思ふのであります。で、私どもの方といたしまして、農林漁業関係の金融機関とわれわれの方の金融機関との対象を、適当に調整して行くことが望ましいのではないかと、この意味におきましては、私は御同感でございます。

○松岡説明員 農林漁業金融公庫の貸出し対象を政令でもつて改正してはどうかというお話でございますが、農林漁業金融公庫の方は法律によりまして限定的に貸出しの対象を制限いたしております。それは大體食糧増産計画に伴う農地の拡張改良とか、あるいは治山治水事業の造林に必要な資金であるとか、また公益的な色彩のない場合におきましては協同組合の共同利用施設を奨励するといふような意味の資金に限つております。そういうような関係でありまして、中小企業金融公庫の場合には第一、単に長期資金となつておりますが、農林漁業金融公庫の方では長期かつ低利の資金といふことで、特に普通の金融ベースではない資金を供給いたしております。従いまして、その貸出しの金利もたゞいま御説明になりました中小公庫の場合よりもずつと低くなつておるのであります。

○福田(繁)委員 ごく簡単に長官と政務次官に伺いたいと思ひます。

先ほどの問題でございますが、さしたつては全部を他の金融機関に御委託されるわけなんです。そうすると、委託を受ける方の、言いかえれば受託金融機関というものは、公庫に対して一つの保証債務を持たなければならぬ。もつとも四分五厘とか幾らかの手

敷料がとれるからというようものの、一面七〇%から八〇%の保証債務がある。そうして来ると、この借入れを申込まれたものが、その受託金融機関において、比較的質のよいものならば自分の手元から貸出しをする。非常に質の悪いもののみを公庫にまわされるというような弊害が非常に起つて来るのではなからうかというところが一つと、それからもう一つは、そういうことにすると、この法案の根本眼目は、可及的すみやかに中小企業の振興と育成強化をはからねばいかぬというのがねらいなんだが、それがうまく末端まで滲透して行けるかどうかというところの御所見を伺いたい。

近の金融機関のあらゆる弊害から見ても、そういう点に一応留意しない、せつかつ法律ができて、言いかえれば錦上添花が咲かぬという結果になるのではないか、こう思うので、これに対する御所感を伺いたい。

○古池政府委員 ただいまお尋ねになりました点も、もつとも点が非常に多いと思うのでありますが、まず金融公庫が貸出しをして、そうしてそこに余った金ができた場合には一般会計に繰入れるというところは、これは当初の目的ではないじやないか、まことにその通りであります。この金融公庫は決して利益を上げることが目的としておるわけではないので、財政投資をして、これによつて幾分でも中小企業者に応援をしたいというのが目的でありますから、国がこれによつて利益を上げようというようなことは当然やるべきではありません。たださような規定を入れましたのは、年度のしまいに剰余金があった場合に一体どうするか、これは予算上の一つの技術といたしまして、その場合には一般会計へ繰入れるのだという点を明らかにしたのであります。要するにこれは損をしないでとんと／＼にうまく行けばそれが一番理想だと思ふのです。今後ともそういうふうに通上持つて行きたいと考えております。

それからなお直接各地方に機関を持つて、その直接の機関を通じてやれば一番この趣旨が徹底するのではないかと、これも仰せの通りであります。しかしそれには相当な経費がいることとありますから、初めからそういうことをやりましては、所期の目的を早く達成する上からいって遺憾な点が多

かろう。そこでとりあえずは現在あります金融機関、しかも業務になれておる金融機関を十二分に活用して、これによつて所期の目的を達したい。そこでやつてみました経験によつて漸次將來は、あるいは直接の支所を開設するなりまたは他の方法を考慮するなり今後の検討に私はまことに思ふのであります。

それからなお、これは長官からも答弁があると思いますが、銀行等一般金融機関は今までの取引先であるとか、そういうところにはまず優先をして自分の銀行本来の資金をまわして、金融公庫の資金のわくというものは、比較的信用の程度の低いと申しますか、回収の困難な方へまわしやせぬかということも一応は考えられることでありますけれども、しかしその辺のところは一つは道義上の問題であります。銀行が委託業務だからといって非常に悪質なものだけをそちらの方へ向けるというところは、これは道義の問題として許されないとだと思ひます。しかしまた一面からいへば、そういうように一般の金融機関があまり歓迎しない、貸したくないという、そういう中小企業に、この中小企業金融公庫の金でもつて融通するというのも、これは一つの目的の中に入つておるのでありますから、その辺がな／＼割切れぬところがありまうけれども、その辺の調整を上手にとつて参りたいというように思ひます。

それから先ほどなたからお話がありました、また後ほど出るかもしれませんが、金利の問題は、私は率直に申しまして、確かに一割は高いと思うのです。できれば将来これは七分なり八分なり、そのくらいにして行かなければならぬと思ひますが、何しるこれは設立当初の問題でありますので、一応そういうことにしてやつて行きて、今後の運営によつて、また周囲の諸情勢ともならみ合せまして、できる限り低い方に向けて行く努力をすべきである、こういうふうに私は考へております。

○春日委員 それでは第二条に関連いたしましてこの公庫の貸付の対象となる中小企業者の定義についてお伺ひいたします。

この第一号の中に、特に「鉄業を主たる事業とする事業者については千人」ということに特別のわくがここに広げられておるのでありますけれども、鉄業といへども、千人というような従業員を使うような鉄山にしろ、こういうようなものは、これは中小企業ではなくして、私は大企業だと思ふ。だからこういうようなものを対象として貸付を行おうとする場合においては、当然資金源の消化率が増大をして来るので、他の中小企業をそれだけ犠牲にして来るというものは当然のこととあります。鉄業といへばわれ／＼はすぐ麻生炭鉄なんかを連想するのであります。現実の問題として千人も使うようなものを中小企業にした理由は何かあるか、これをひとつ明確に伺ひたい。

これは大企業であります。彼らは法人ならば当然増資によつて、自己資金によつて、そういう資金は調達できる能力を持つものであります。私はこういう病院というふうなものについては、三百人を限度とするというところは、これは大体大病院を対象とするもので、本法立法の趣旨に沿わないと思ひます。この二つの点をひとつお伺ひいたしたい。

○岡田(秀)政府委員 第一点の鉄山を千人にしたのはどうかという点でございますが、鉄山の実態を見て参りますと、投下資本の割合に従業員の数が多いたのが通例でございます。現に中小企業等協同組合におきまして、従業員三百人以下のものが協同組合の組合員になることになっておりますが、鉄業におきましては千人までのものは協同組合の組合員になりまして、公取の關係からいへばまあ大目に見得る規模であるというふうなことになることと、一つの鉄山が比較的その資金と従業員とのバランスにおきまして、従業員数が多いというところの社会的に認められた一つの例証ではないかと思ふのでございます。またメタル・マイニングとメタルの加工業との比例で、売上げ高と従業員の数を比較して見ましても、大体この売上げが同様であります場合には、従業員が三倍くらいになつてゐるというふうなものも統計的に出て参るのでございまして、またそういうふうな関連から、鉄業におきましては多少例外を認めてやりますと、国家資金の借受けの点で空間地帯が非常に大きくあつたという關係からこの点を拾つたのでございしますが、一方におきまして貸出し金額を最高一千



万円ということに一律に切つておりますことによりまして、この方面に資金が偏在することはこれを防止して行かなければならぬという趣旨を一方では取入れておるのでございます。一方医業の關係でございまして、個人はどうかと申しますのは、二条の第一項におきまして「資本の額又は出資の総額が一千万円以下の会社」もし医者が会社でありますればここで医者が入りまして、また「常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人」その医業が個人でございましてここで入つて参るのでございまして、これと同様の趣旨におきまして三号において、「医業を主たる事業とする法人」というのを特に掲げましたのは福祉法人でありますとか、医療法人でありますとか、特殊の性格を持った法人が近ごろあるのでもございまして、これを疑義を招かない趣旨におきまして特掲いたしましたのであります。二条の一号と三号とを比較してみれば、ともに三百人以下でございまして、これはそれをもつて中小企業の対象ということにしておるのでございまして。

○春日委員 これは貸出し金額のマキシムの限定と関連いたしましたので、重要な問題であります。これはあなたも御承知の通り、昨年の秋から暮れにかけてましてこの金額梗概に似むところの全国の業者が何回か大会を開いて国会と政府に対して猛陳情をして、そうして農林資金金融法にあたかも匹敵するような機関をつくらせよということでもつて通過する、こういうような段階を経てこれが制定されて来たことを考へてみれば、およそ千人以上の斂業

を対象としたり、甚大な病院を対象としたり、こういうような機械的な立法をするというものは、あなた方は熱意が足りないんじゃないかと思う。ほんとうに真に限られた百億円のお金をもつて最優先にだれを救済するかということをお考えならば、少くともそういう炭鉱や大病院や、そういうものを対象としたいというふうな考え方はあなた方にわいて来ないはずだと私は思う。少くとも限られた百億円の中において、当面救済をしようとする実際の効果を上げようとするならば、このわくはできるだけ縮めて、そうして全国の業者が要請したところのその熱意の趣旨に沿つた立法が行われなければならぬ。私はこのことを強く主張するものであります。

なおただいま同僚議員の中から、いろいろ農林漁業、水産、林業方面についていろいろお話をございました。当然のことでは農林漁業といえども法のの前にはやはり機会均等でなければならぬと私は思ふ。しかしながら農林漁業金融公庫においては、現在五百五十億という原始的生産設備に対して国家資金の施策がすでに行われております。ところがこういう中小企業に対しては、それと直接関連はあるかないかの論議は別といたしまして、今までそれに該当するところの資金の放出がまづ行われていないと見るべきであります。従いましてこの五百五十億、こういう大体資金わくがあり、しかもこのわくは漸次これが増加されて行きつつあるのではありませんか、ただいま井上さんからいろいろ御指摘のあつた通りに、そういうような関係商工業に対してやはり措置を行つて行くというの

であれば、農林漁業金融公庫法の十八条のわくを拡大して行けば、私はできないことではないと思うのである。もしそれができないとするならば、この百億という資本金は二百億にするとか、三百億にするとか、それらをなおお含して、それをまかなうことのできるような資金プールをつくる必要があると思ふ。当時私も、国会において星島さんをして本提案をしていただいたときには、私は記憶しておるが、たしか三百億というのがわく、の提案の基礎的な数字であつたと思ふ。それが、その後圧縮に圧縮をされてしまつて、衆議院のその決議にもかかわらず、百億円に減つてしまつた。ところがこの百億円たるや、実は隠微的な数字である。昨年の十二月に中金に貸された二十億を、それを出資したものとみなすというふうな形になつて、実際に政府から出るのは、百億の現金ではなくて、実際には八十億円未満の現金でしかない。そういうふうな小さな金でもつて、農林、水産から、あるいは大炭鉱から大病院まで、そういうものを対象にするなんというものは、ぼくは岡田さんの常識を疑ふ。それでぼくはもう少し真剣に、どれを救つてどういうふうな運営したならば効果が上るといふ、中小商工業者の身になつて立法されたいと思ふ。

しかしこの問題はお互に立場の違いもありましようから、これは後日の問題といたしまして、次にお伺いすることは、計画上そこにあつて委託する金融機関であります。貸出しの委託を行う金融機関、これは大體中金にどれ、あるいは相互銀行にどれ、市中商業銀行にどれ、あるいはまた信用協同組合にどれ、と、大體ある程度の配分計画があるものかどうか。それからどの程度の金融機関をこの代理貸しの対象とするのであるか、これを伺つておきたい。

○岡田(秀)政府委員 公庫ができ上りましてから、公庫の代理金融機関としてお願いをして参りたい金融機関の種類は、私どもの考えでは、中小企業に現に金融を相当やつておられますような金融機関はできるだけ漏れなく代理機関に選定をいたしたいと考えておるのであります。具体的に申し上げますれば、銀行、相互銀行、信用金庫、商工中金、あるいは信用組合等、それらの金融機関のそれらの特徴を發揮いたしてもらひまして、それらにばら下つて――ばら下るといふ言葉は適切ではありませんが、それらに取引關係を持つており、あるいは取引關係を生ずるであろう中小企業者に、それらの窓口を通じて金融をしていただくというのが趣旨でございまして、ただそれぞれの金融機関別に、この公庫の資金量をどう配分するかという問題につきましては、公庫ができまして、資金計画なり、事業計画なりを出して認可を求めて来るという建前に相なつております。關係上、やはりこの總裁ができましたと、一応一緒に相談するといふ建前をとりません、ちよつと今のところ、どうわけるといふことは、まだはつきりしておらぬという段階と申し上げなければならぬかと思ふのであります。

○春日委員 いずれ予算計画書はこの公庫法に基いて提出されるのであります。そこで私は、疑問に感ずるのは、たとへば本法が施行されると、た

だいまあなたの言明によつて明確にされたことは、銀行初め信用組合に至るまで、金融機関たるものが全部対象になる、こういうことであります。そうすると全国において、北海道から九州まで、あらゆる金融機関に対して、無計画に、同時に申請が行われるだらうと思ふ。そうすると、その金額はおそらく何百億になるであらうが、その金融機関が、はたして自分が受理してあるものかないものか、およそ見当もつかないのではないかと私は思う。従つて彼らが事務を進捗して行く上において、それを受理していいの、あるいはこれを拒否すべきものであるか。あるいは一方借受けの当事者にして、申し込んで借りられるものやら、借りられないものやら、全然見当がつかない。金融機関自体がわからないから、借りる人だつてわからない。私はすでに、本年は八月も終つて、おそろしくこの金融公庫がスタートするのは九月か十月だろつと思ふが、そうすると五、六箇月間において消化するとすれば、しかも当面金融機関が金融梗概に悩んでおる実態、これを急速に救済しなければならぬ。そうすれば、当然資金計画があつて、金融機関に対しては何百億、中金に対してはどれ、協同組合はどうという資金計画があつて、そうしてこの程度のものを受け付けて貸出しを行う、こういうことでは、私は、私は法律は定まらないと思ふのだが、これに対してどうお考えになるか、これが一点。

それからもう一つは、一体これは委託の金融機関の責任においてこの審査と貸出しの諸否を最終的に決定するも

のであるか、それともそれは窓口であつて、その諸否は公庫の本店へ送つて、公庫の本店が最終的決裁を行うものであるかどうかが、これが第二点。それから第三点は、これによつて、たとえば福田さんからの御質問の中に、利益があつた場合に対する批判があり、これをどうするか。たとえばそれは代理委託をした金融機関のある程度の責任になるのかならないのか。この点をひとつお伺いいたします。

○岡田(秀)政府委員 資金計画の関係につきましましては、まさに御指摘の通りでございます。公庫が店開きをするまでの間に、御指摘になりましたような準備を全部いたしました。いよいよ開店ということに相なるかと思つております。と、その運営の仕方は多少は違ひますけれども、大体は現在開業銀行が昨年の九月からやつておりましたところの見返り資金の中小企業向けの貸出しの方式というふうなものに準ずる形に相なるかと現在考へておるのでございます。

それから最終決定をだれがやるかという問題でございますが、それは先般も申したとおりで、代理契約の形に二色ある。融資の申込みから審査から最後の決定までを一貫して代理金融機関がやります場合に、手数料を四分五厘やるといふことを申したのであります。その方式によります場合は、代理金融機関がおそらく自分に与えられたわくの範囲内でございませうが、金融機関が決定するといふことには相なるかと思ひます。それからもう一つの方式といたしまして、最後の決を公

庫に持ち上げる場合のことを申したのであります。その場合は手数料を三分やるといふことを申しております。その場合の決定は公庫が最終的にやるということに相なるかと存じます。それから貸倒れがありまして、その問題はどうかという点は、手数料を四分五厘やります場合は、金融機関が貸倒れの責任を八割持ちまして、公庫が二割をかぶるのであります。手数料を三分やります場合は、金融機関が三割、貸倒れの責任をかぶり、あとの七割を公庫がかぶるわけでありまして、そうして公庫に繰込んで参りました損失に關することには相なるかと思ひます。結局は大蔵省と相談して処理して行くといふことに相なるかと思ひます。

○春日委員 それで、もう一つお伺いをいたしたいことは、結局この百億円の資金を持つて、あるいは漸次それよりも資金がふえるでございまして、いづれにしても、それは需要を満たすに足るほどのものではなからうかと思ひます。従つて出資金は運用の効率を高めるため、私は今、千円は多過ぎる、最高額千円円の限度は高過ぎるという批判がありまして、こういうふうな意見をも加味して考へますときは、私は五百万円以上の融資に対しては、あつても輸出銀行や、対日援助見返り資金の貸出し等の前例を踏襲いたしまして、市中銀行とのいわゆる窓口銀行との協調融資を行うことによつて、この責任の完全性、それから運用度を高める、こういうふうなことは必要であらうかと思ひます。他の政府のこの国家財政による金融機関も、そういう方法をとつておられますが、なぜこの

場合にそういう協調融資の方法をとらないのであるか、これをひとつお伺いいたしたい。

○岡田(秀)政府委員 これは過去におきまして、見返り資金の中小企業向けの運用に協調融資をやりまして、金融機関が国家資金に足し前をして貸すという運用をやつていたのでございまして、それが、実際問題として、これの成績はきつて悪かつた関係上、昨年の九月から、この見返り資金の金を開業銀行に移管いたしまして、開業銀行が新しい形で見返り資金の中小企業向けの運用をいたす場合におきましては、この協調融資ははずしたのでございまして、ただ若干の例として、開業銀行は甲、乙、丙と三つの方式をやりまして、甲は金融機関が百パーセントの責任を開業銀行に持つ。乙はたしか七割の責任を開業銀行に持つ。この甲乙丙の方式のほかに、丙方式といたしまして、協調融資の形を一部残しておるものではございまして、その貸出しの実績を見ますと、二十八年度の三月末現在におきまして、全体の八百六十七件のうち九十件足らずが丙方式に相なつておりました。金額から申しまして、全体の三十三億程度の貸出しのうち、三億が丙方式になつておるといふやうなぐあいではございまして、協調融資によりまして、これは、何となくめんどくさいのでございまして、そこで私どもといたしましては、協調融資は実際上一千万円という限度で、いかに多く出そうと思つても、一千万円しかこの公庫の金は出せぬことになつておりますから、それで足らぬものは実際上協調融資のやうなことでやつたらどうかと思つております。

○春日委員 ただいまの御意見の中に、一千万円は多過ぎるじやないか、五百万円くらいにしろ、それでなければ多くの人に均等にできないではないかという御意見があり、そのことは、大きな議論ともなつております。それで私は、ただいま強調融資にすれば、非常に能率が上らない、輸出入銀行の場合も見返り資金の場合も、成績が悪かつたと言われるが、成績の悪いそのことはむしろ歓迎するところだ。すなわち五百万円以上の金を貸し出すという向きは、市中銀行も特にそれに協力できるような態勢であり、しかも国家資金がそういう方面で大きく消耗するのを防ぐという形において、申込みが少なければ少いだけ、輿論の声にもたえられない効果があるに及んで来ると思ふ。私は五百万円以下の場合にも協調融資にしろというのではないが、五百万円を越える場合においては、実際の企業体というものは、相当強固な基礎を持つてゐる企業体であらうし、しかも銀行とも相当の関連を持つてゐるのであるから、協調融資も必ずしも不可能ではないが、その可能のパーセンテージが少くして能率が上らない。上らないだけその金額はほかの方面に均等にできるのだから、それはもつて輿論にこたえる道にもなると思ふので、この点は、あなた方は原案に固執されることなく、事業計画の中において当然考へられていいことだと私は思ひます。なを法律の改正の面においても、協調融資ができるという条件を開いておくといふことは、やはり政策的金融ではあるが、同時にこれがコーンシヤル・ベースの本筋からの逸脱を防ぐ意味において、私は役立つ立法の形式である

と思ひますので、あえてその点申し上げておきたいと思ひます。

次は三十三条であります。開業銀行の権を中金が譲り受けなければならぬといふことになつております。が、このことは今度の公庫にとつては大きな負担だらうと思ふ。たとえば開業銀行に、見返り資金にいたしまして、今日これがまだ延滞してほとんど回収不可能な面が相当含まれておると思ふ。すでに貸出し後数年間経過しておる。先般大蔵委員会であつた復金の中小企業に対する融資の償還の滞滞しておるものの統計を見たのですが、これは相当の件数に及んでおるし、しかもその企業体自体が近い将来において償還できないという見通しに立つてはいない。こういうふうな不良債権をこの中金が引受けて、一体これをどうするといふことになつて来るか。彼らはこれを取立てる責任をここに負はされて来るが、中小企業に金を貸し与えた五年、三年昔の金を取立てることの任務をまわして負うといふことは、立法の本旨に沿うものではない。だからこういうところには政府が便宜して中小企業者の旧債の取立てをするような別のマシーナリイをつくるというところは、立法の趣旨でもないし、中小企業に対しては、一いつの圧力を加える形にならうか、これに対してどうする考へであるか、ちよつと伺ひたい。

○岡田(秀)政府委員 今度の公庫で開業銀行からの債権の承継を規定いたしておりますゆえんは、開業銀行の性格から申しまして、中小企業向けの貸付業務をかたわらでやるといふのはどうも本筋でない。従つて中小企業に向けますところの国家資金を一旦と

めにして総合的な運用をはかる方が能率がいいのではないか。たとえば過去におきまして中小企業に貸し出されておりました国家資金から回収金が出て参りますれば、それも今度公庫に国から出す資金ないし資金運用部から貸す金とまとめ上げて、そしておよそ中小企業向けにまわし得る金は一まとめにして運営して行くことがよろしいのじやないかという趣旨から、開発銀行が従来あまり喜んではおりましたが、開始しました中小企業関係の業務を引継ぎますと同時に、債権も引継いでやつて行こう、こういう趣旨であります。公庫に移りましたために、開発銀行がやつておたときよりは無理やりの回収を強行するのだという趣旨ではございません。ある意味におきましては、それは公庫に多少の業務上の負担がかかるかもしれませんが、その点につきましては、開発銀行の債権の処理に当つておきます人間に公庫の方へもらうということも考慮いたしておりますので、特に不都合なく、またお説のような趣旨において、中小企業者には圧力を加えるということも特別にいたさぬで、自的の中小企業向けの資金の総合運営という方面にむしるねらいをつけて行こうという趣旨であります。

○春日委員 古池さんと岡田さんが、この大蔵関係の開帳から中小企業関係のこういう旧債権を通過関係へ引取つて、これを数年間たな上げしてしまふという腹構えでもあればまた格別である。ところが現実にはこれは患者の血をとつて患者に輸血するような結果になる。たとえばこの公庫が新しい機関として旧債権を引受けて、その償還

された分は新しい融資の資金源となつてプラスになると思えば、やはりその機関は、潜在意識の中においても、よけい回収しよう、能率を高めるためにこの眠れる債権を活用しようということに對する積極的な努力が、やはりここでモーションを起して来るということでは、われわれは当然相定しなければならぬ。だからそういうような形において私が申し上げるのは、少くともあなた方が中小企業に對する見返り資金、復金の旧債については、譲り受けの場合といえども、これに對する取立てについては、中小企業庁的な通産省的な保護政策によつてこれを処理するということがあればよいが、これを貸付の債権としてここで考えるということであると、このことは、ただいま申し上げたように、同じ患者の血をとつて新しい患者に輸血を行うということになる。このことは、一人は生きるかもしれないが、その患者は死ぬということになる。だからこういう問題について慎重な配慮が願いたい。それからもう一つ伺いたいことは、数年間にわたつてこれが延滞になつておりますから、従つてこの旧債権の延滞利子というものは老大なものになつておるが、あなた方はこの老大な日歩をもあわせて譲り受けるつもりであるかどうか。このことは、三十三条の四に利息を払わねばならぬという規定があるから、その金額に對して利息を払つて行かなければならぬ。中小企業者からは利息を払つてくれないが、公庫は政府なり開帳なりに利息を払わなければならぬ。従つてこれは新しい負担を生じて来る立法になつておりますが、こういうことではないのかどうか。それから昔

のこの金がこの二十億と書いてあるけれども、開発銀行や見返り資金の分を加えれば私は相当な金額になると思ふが、現実には差押えが競売でもしなければ、そういうものは償還されて来ないし、日歩も入つて来ない。ところが公庫の方は政府なりあるいは開発銀行なりに日歩を払つて行かなければならぬ。従つてそこに相当大きなマイナスが生じて来る。そのマイナスを防ぐかと思えば、また成績を上げようと思えば、こういう延滞日歩をどうしてもとらうということにもなつて来る。だから、こういう法律はむしろ中小企業に對して圧迫を加える立法だと私は考えるが、これに對してどういうふうにお考えになるか。

○岡田(秀)政府委員 なか／＼適切な御注意をいただいたのでありますが、私ももといたしましては、この債権が公庫に移つて参りますれば、貸出し後数年間を経過いたしましたので、その具体的な借主の現状がどうなつておるか、そしてそれに対してはどういうふうな処理すべきかというふうな現実が即した処理をいたす場合におきまして、公庫に移つた方が、まあ俗語で言うさじかげんもかえつてやりやすいのではないかと思ひます。

また四項の利息の問題でございますが、これは債権を開発銀行からわれわれが引受けまして、その債権の利息に相應する程度の利息を開発銀行に払うというのじやございませんで、公庫のバランス・シート上払ふ限度で金利の額もきめるのでございます。「政令で定めるところにより」というところには相當のみそを含めておるのでございませう。御指摘のような点は十分考慮いたしましたして、この債権の譲り受けの関係その他のことに當つて参りたいと存じます。

○春日委員 このことは嚴重に注意を喚起しておきたいと思ふのであります。普通の日歩が三銭なら三銭のものが、延滞日歩の場合は八銭なり十銭にもなつておると私は思ふ。そういう形においてこれが引継がれたといひますと、この公庫は大きな不良債権をここに持たされるという形になつて参りますので、この政令において範圍をきめなければならない、元金だけを継承するとかなんとかいうような形にして、そして今後新しくスタートするところの公庫の内容をできるだけ健全なる状態においてスタートせしめるべきである、このことを私は強く要望するわけでありませう。

それからもう一つは三十四条の一であります。これは中金がすでに借りておる金なんです。これを出資に振りかえるということになつておるのだ。私はこれは非常にインキキだと思ふ。これはたゞいまもちよつと私は触れたのだが、院議というものは、こんな百億というやうなことを言つていやしません。少くとも三百億程度、農林漁業資金融通法においては六百億程度と當時言われておりましたが、現在五百五十億出資されておる。これは少くとも二、三百億というものであつた運動が起き、議決がされておるのであります。従つて百億、それに一般会計から二十億、計百二十億という現金は、せつかくのことだから、少くとも新しい

に二十億貸しましたこの金は、中金は短期でも長期でも自由に貸せるわけでございます。しかし中小企業者で困つていと言われて、われ／＼が一番要望を受けておりますのは、運転資金、設備資金を通じて、長期の金が非常に要望されているのであります。この国からの貸付金も、できればその最も要望の強い方面に活用することが望ましい、そういう趣旨において公庫に出資されたものといひまして、これも公庫と同じような性質の運用にいたしたいのであります。しかし商工中金はすでにこの二十億の金を自分の自由の形において運用をいたしてゐるのでありますから、これをすぐ取立てるのは、気の毒だ。そこで一定の期間、二年を区切つて中金にまかせておいて、二年たちましたら、その二十億の金の性格を公庫の金と同じような運用に変更する、そうすることによりまして、中金が現実に運用してゐる二十億の利益を害することなく、その間の準備を十分つけてやらせて行くならば、双方の利害が一致するのではないか、こういう考慮から、出資されたものとすることにいたしました。すぐは取立てない。しかしかりに公庫がこの二十億を中金から返してもらひましたも、それは帳簿上返してもらひただけでございます。実際の金の運用上は中金が運営し得る公庫の金としてそれを残してやるという考慮を公庫の運用上払つて参りますれば、中金の扱う資金量は減らないわけでありまして、双方ともよく行くのではないかと思ひます。

○春日委員 それは違つております。現実の問題として、昨年中金が借りた二十億は、これは中金本来の金融に充てるために政府が貸した金であり、政府が貸したということ、その必要を認めて貸したのである。しかもその必要は本年もいまだ解消されてはいない。そして今急に金融状態がよくつたといふことを言う人は一人もおりません。従つて中金としては本来のその使命に従つて、この二十億は中金独自の立場において運用せしめるべきなんです。そこで今申し上げましたように、せつかく百億出資するといふのならば、そんなけちくさいことをしなさいで、百億は百億現金としてこれをとにかく出すべきなんだ。ある方面からの要請もあるし、特にまた麻生炭鉱さんには特別な融資の道も開いてあるわけだ。千人程度の一昧徒党の諸君にはそういうような関係におきまして百億出すなら出すべきであつて、(笑声) その二十億円をけちつておくといふことは、いよいよこの第二条の趣旨、対象等から考えまして、この公庫の活動の機動力を非常に制限をして行くという形になつて来る。中小企業庁長官は中小企業者を守る母親のような役目を持つておられると私は思うのだが、そういう意味から、みずから二十億に對する権利を放棄してもさしつかえないような言論をなさることは私は遺憾に思ふ。——あなたは今首をかしげてゐるのもういへん申し上げるが、私が申し上げるのは、百億の金は出せということなんだ。すなわち去年十二月に貸した金を名義上出資したことにしておけば、結局八十億の出資にしかならぬ。そして名実ともに百億の資金が中小企業の設備資金なり、長期運転資金なりに新しく導入されるような態勢をとつてもらひたい。このことのために

この三十四条の一を削除すべきである。このことはすでに法律案が出てゐるのだから相当困難な問題ではあるうけれども、なお古池さんあたりが閣議その他において折衝されれば、私はせつかくこの問題にさきの十五国会において、本会議にあなただけの方の星島さんが提案理由の説明まで行われておるかともできると思ふ。どうかそういうような意味合いにおいて、これでいいという肯定的な御答弁をなさらないで、なおかつ困難な中に努力する、こういう御答弁をされて、きょうのところはちよんにしてはどうか。

○古池政府委員 先ほど承つておりますと、春日さんのお話は、まことに趣旨においてはごつともな点が多いのであります。われ／＼も同感する点が多いのであります。われ／＼としまして、事務当局としてともかく中小企業者のためにというので、関係部局と十分打合せし、相談もして、苦心の結果ここまで持つて来たのでありますから、ただいまのように御不満の点はおありかとも存じますが、せつかくここまでこぎつて来たのでありますから、今日はこの程度のこととて御了承願ひまして、今後におきまして、十分ただいまお話のような趣旨を達成するようにわれ／＼も渾身の努力をいたしたいと思ひますから、どうぞ御了承願ひたいと思ひます。

○春日委員 本法案はなお審議中なので、あなたの方の原案はそうであつても、これは非常に特殊の中の特例なんです。農林の方には五百億、六百億の金が出ておるが、こつちは貿易は振わない、金融梗塞、重税だ、こういうこととで、みんな足らぬ會計だから、一錢でも多い方がいいから、ここであなただの努力で二十億の資金増を来すような、せつかくいいヒントをばくが与えておるんだから、ここで閣議等の問題にされて努力するといふ答弁を得た。あなたは名古屋の通産局長をしておつたところは、私は野に遺賢ありと思つたが、中央へ来られて大分だめになつた。

三十三条の二の延滞日歩その他については、政令に定める範囲の中から除外していただかなければ、これは公庫の内容を非常に不健全にしますから、重ねて要望しておきます。

○小平委員長代理 以上をもつて質疑通告者の質疑は全部終了いたしました。連合審査会はこれにて散会いたします。

午後五時五分散会

昭和二十八年七月二十五日印刷

昭和二十八年七月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局